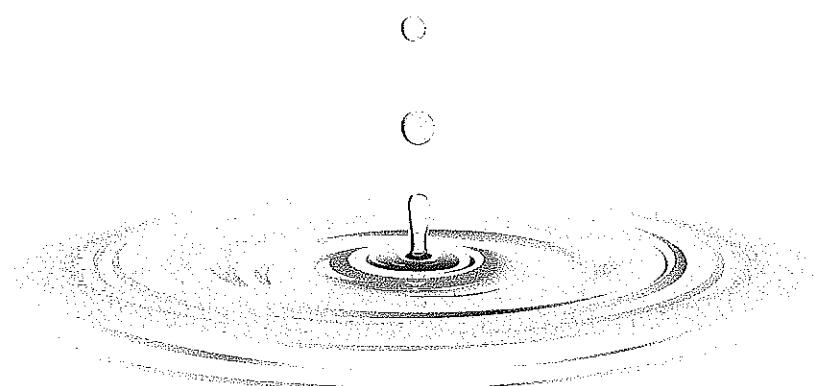


税理士先生へ

## 平成 27 年度 税制改正の解説



---

日税グループ

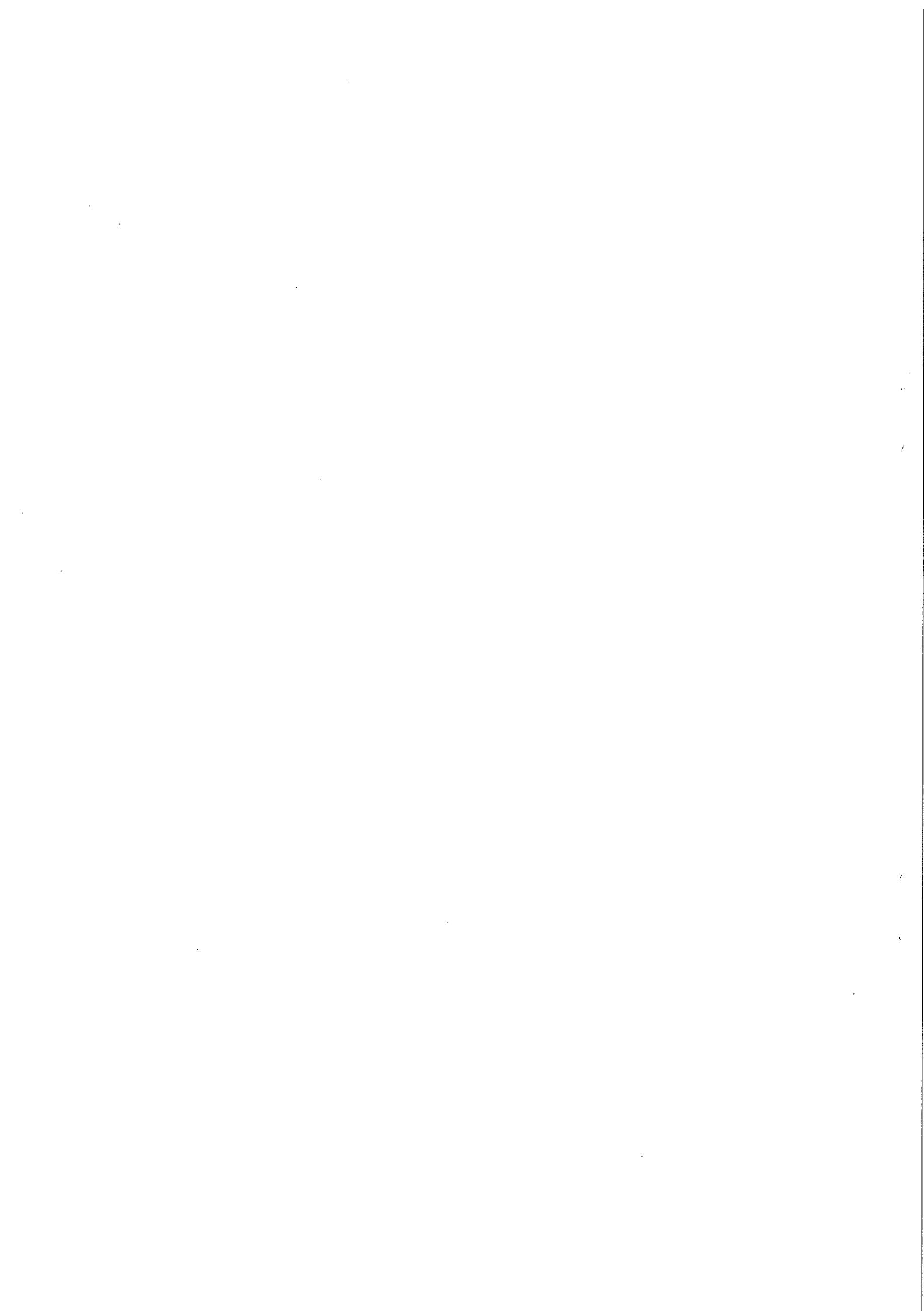
---

株式会社 日税ビジネスサービス 株式会社 日税不動産情報センター 株式会社 共栄会保険代行 株式会社 日税サービス



## 目 次

I	平成 27 年度税制改正の大綱の概要（平成 27 年 1 月 14 日 閣議決定）	1
II	平成 27 年度税制改正の具体的な内容	
[1]	個人所得課税	
1	金融・証券税制	
(1)	ジュニア N I S A の創設	6
(2)	現行 N I S A の拡充・利便性向上	10
(3)	エンジェル税制の拡充等	12
2	住宅・土地税制	
(1)	住宅ローン控除等の適用期限の延長	16
(2)	福島復興再生特別措置法の改正に伴う見直し	18
(3)	各種特例制度における添付書類の簡略化	19
3	その他	
(1)	出国時の譲渡所得課税の特例の創設	21
(2)	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	30
(3)	所得税法等の規定による本人確認方法の見直し	32
(4)	ふるさと納税の拡充等	33
[2]	資産課税	
1	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・拡充	35
2	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充	41
3	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	42
4	非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し	46
5	各種特例制度における添付書類の簡略化	47
6	登録免許税の見直し	48
7	固定資産税等の見直し	48
8	不動産取得税の見直し	49



### [3] 法人課税

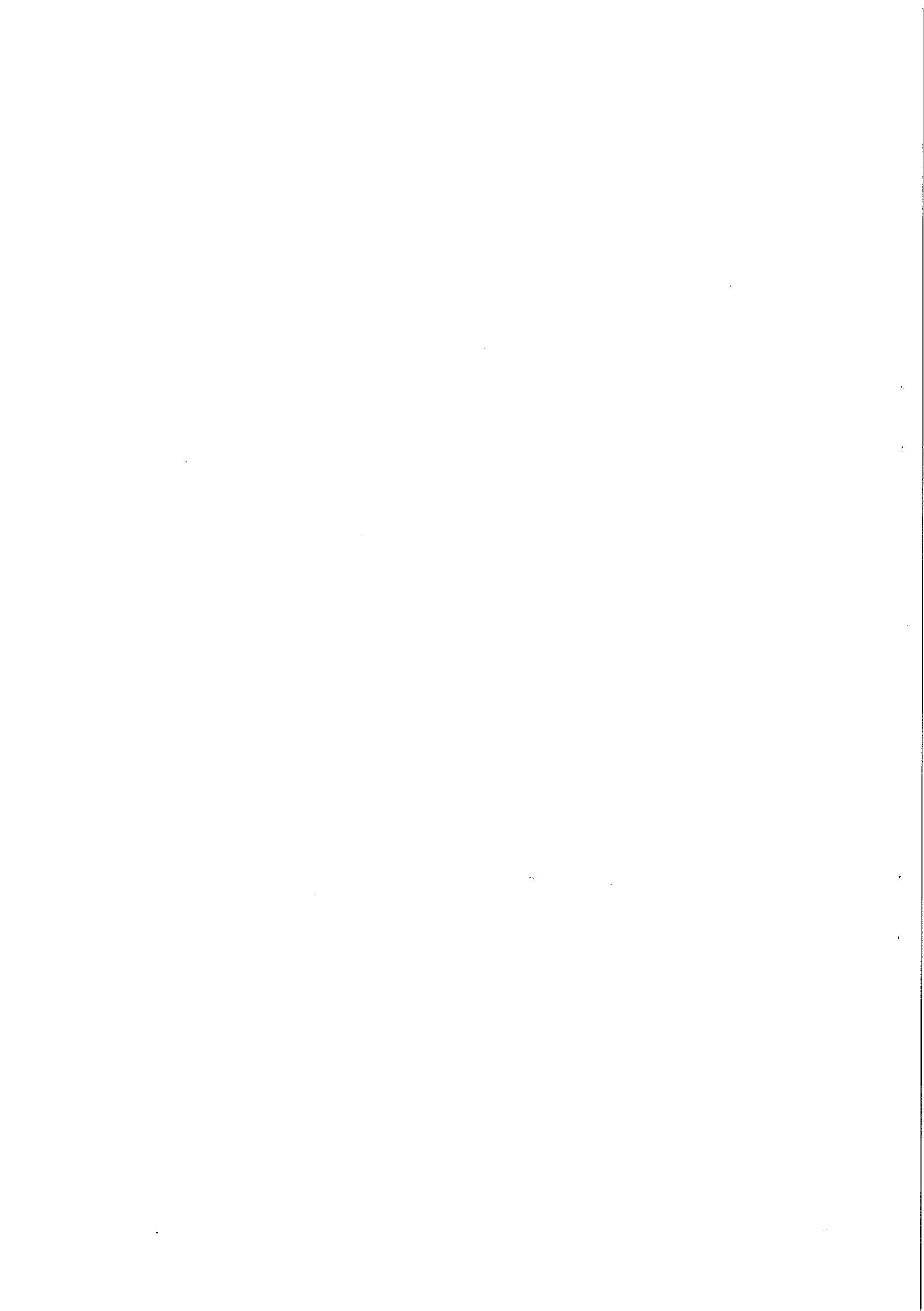
1 成長志向に重点を置いた法人税改革	
(1) 法人税の税率の引下げ	5 0
(2) 欠損金繰越控除制度の縮減	5 1
(3) 受取配当等益金不算入制度の縮減	5 4
(4) 研究開発税制の強化・重点化	5 8
(5) 所得拡大税制の拡充	6 0
(6) 外形標準課税の拡大	6 1
2 地方創生・国家戦略特区	
(1) 地方拠点強化税制の創設	6 7
(2) 国家戦略特区における緩和措置	7 0
3 復興支援のための税制上の措置	7 2
4 その他の租税特別措置等	
(1) 特定資産の買換え特例（9号買換え）の延長・縮減	7 4
(2) 投資法人法制の見直しに伴う措置	7 9

### [4] 消費課税

1 消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期の変更等	8 0
2 輸出物品販売場制度の緩和	8 2
3 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税強化	8 4
4 国外事業者による芸能・スポーツ等の 役務提供に係る消費税の課税方式の見直し	9 0

### [5] 国際課税

1 外国子会社配当金益金不算入制度の見直し	9 1
2 外国子会社合算税制等の見直し	9 4
3 クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の見直し	9 7
4 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備	9 8
5 クロスボーダー取引の円滑化のための措置の創設	1 0 1
6 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施	1 0 2



[6]　納税環境整備	
1　財産債務明細書の見直し	103
2　マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用に係る措置	108
3　税務関係書類に係るスキャナー保存制度の見直し	110
4　猶予制度の見直し	113
5　個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し	117
6　電子申告手続の簡素化等	118
7　調査手続の見直し	121
8　無申告加算税の不適用制度に係る期限後申告書の提出期限の延長	123
[7]　検討事項	124



## I 平成 27 年度税制改正の大綱の概要（平成 27 年 1 月 14 日 閣議決定）

### [1] 個人所得課税

#### 1 NISA の拡充

- ・ ジュニア NISA を創設（20 歳未満の者の口座開設を可能に、年間投資上限額 80 万円）。
- ・ 投資上限額を引き上げ（年間 100 万円 ⇒ 120 万円）。

#### 2 住宅ローン減税等の適用期限の変更

- ・ 住宅ローン減税の拡充等の措置について、その適用期限を 1 年半延長。  
(平成 29 年 12 月 31 日から ⇒ 平成 31 年 6 月 30 日まで)

#### 3 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

- ・ 時価 1 億円以上の有価証券等を有する等一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡したものとみなして課税する特例を創設。

#### 4 ふるさと納税の拡充

- ・ 特例控除額の拡充（上限：個人住民税所得割額の 1 割 ⇒ 2 割）。
- ・ 返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請。
- ・ 申告手続の簡素化（確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入）。

### [2] 資産課税

#### 1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

- ・ 適用期限を延長した上で拡充（非課税枠：1,000 万円 ⇒ 3,000 万円）。

#### 2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

- ・ 子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設（非課税枠：1,000 万円）。

### [3] 法人課税

#### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

- ・ 法人税率の引下げ等

	改 正 前	平成 27 年度	平成 28 年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%	6.0%	4.8%
（参考） 国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

- ・ 課税ベースの拡大等
  - ① 欠損金繰越控除の見直し  
(大法人の控除限度 現行：所得の 80%⇒27 年度：65%⇒29 年度：50%)
  - ② 受取配当等益金不算入の見直し  
(現行：持株比率 25%未満は 50%、25%以上は 100%益金不算入  
⇒5%以下は 20%、5%超 1/3 以下は 50%、1/3 超は 100%益金不算入)
  - ③ 法人事業税の外形標準課税の拡大 (現行：1/4⇒27 年度：3/8⇒28 年度：1/2)
  - ④ 租税特別措置の見直し (後掲)
- ・ 所得拡大促進税制等の見直し
  - ① 給与等支給増加割合の要件の見直し  
(現行：基準年度比 27 年度+3%→28 年度+5%→29 年度+5%  
⇒27 年度+3%→28 年度+4% (中小+3%) →29 年度+5% (中小+3%))
  - ② 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合に、法人事業税(外形標準課税)において、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入

## 2 地方拠点強化税制の創設

- ・ 地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の投資減税の創設や雇用促進税制の拡充を行う。

## 3 租税特別措置の見直し

- ・ 研究開発税制の見直し (控除限度額の総枠は「法人税額の 30%」を維持しつつ、特別試験研究費の控除限度を別枠化 (5%)。限度超過額の繰越制度を廃止)
- ・ 生産等設備投資促進税制の廃止

## [4] 消費課税

### 1 消費税率 (国・地方) 10%への引上げ時期の変更等

- ・ 平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日へと変更。
- ・ 景気判断条項 (国税に係る税制抜本改革法附則 18 条 3 項及び地方税に係る税制抜本改革法附則 19 条 3 項) を削除。

### 2 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

- ・ 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする。

- 3 たばこ税（旧3級品）の見直し
  - ・ 旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減・廃止。
- 4 車体課税の見直し
  - ・ エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）について、減免税車の対象範囲を見直した上で、適用期限を2年延長。
  - ・ 軽自動車税について、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃料性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。二輪車に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

#### [5] 国際課税

- 1 外国子会社配当益金不算入制度の適正化
  - ・ 外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外。
- 2 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備
  - ・ 非居住者の金融口座情報の自動的交換のため、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備。

#### [6] 納税環境整備

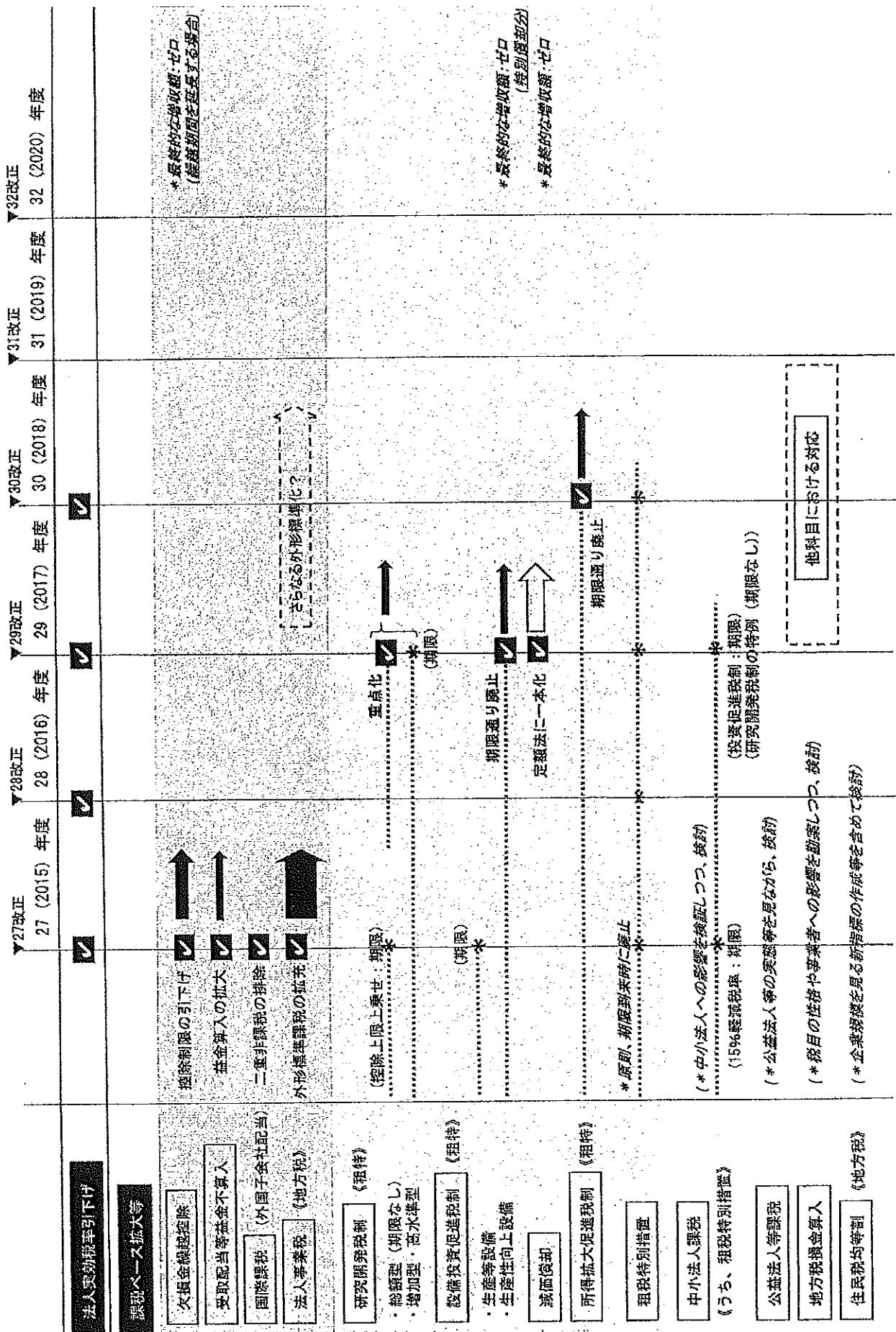
- 1 財産債務明細書の見直し
  - ・ 提出基準・記載事項等を見直し。
- 2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置
  - ・ 銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ。

#### [7] 關税

- 1 指定薬物の水際における取締り強化
  - ・ 指定薬物の關税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。
- 2 暫定税率等の適用期限の延長

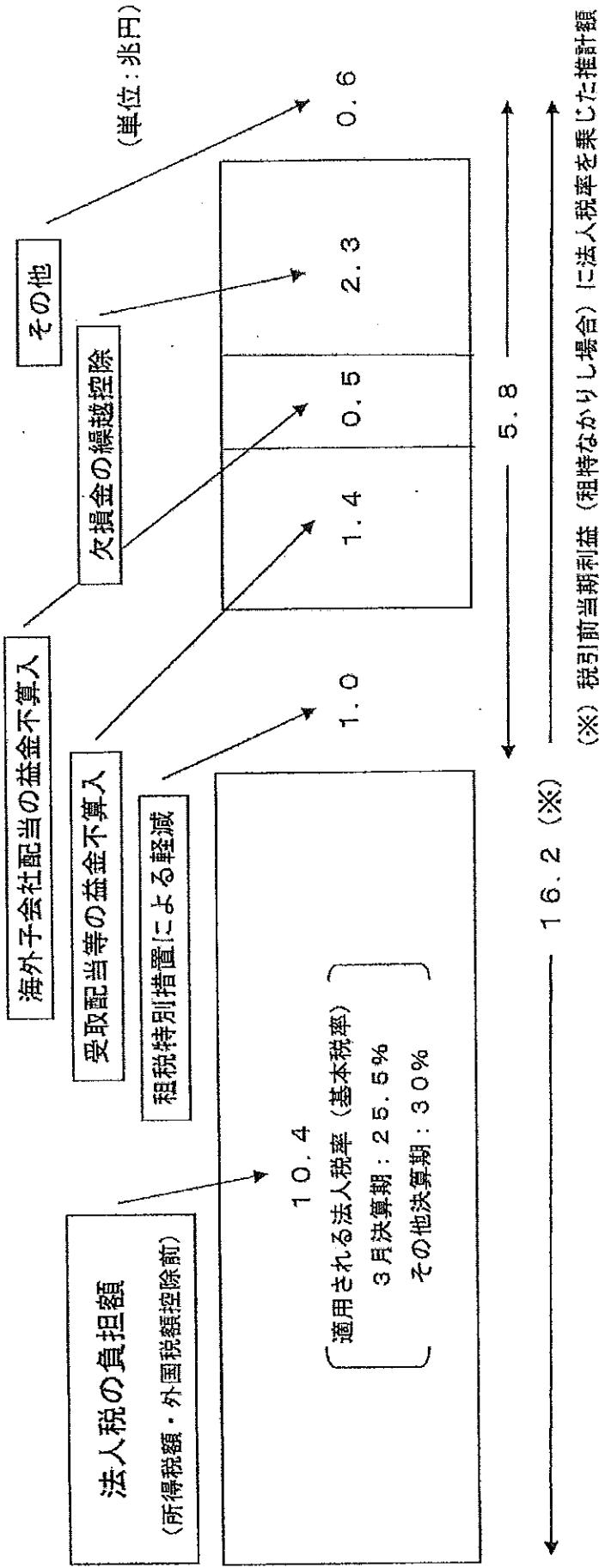
法人税改革の具体化について(イメージ)

自民党和帝帶諮詢會資料



\*ROE向上・配当充実を促す税制についても検討

法人税額（国税）と税引き前利益の関係（平成24年度）



- (注) 1 國税庁「会社標本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計  
 2 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額（所得税額・外国税額控除前）、及び、法人税制上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。  
 3 「その他」は、連結納税による個別所得金額の合計額と連結所得金額との差額・事業税の損金算入額（減収要因）、交際費・寄附金等の損金不算入額（增收要因）等を勘案したものである。

## II 平成 27 年度税制改正の具体的内容

### [1] 個人所得課税

#### 1 金融・証券税制

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>(1) ジュニアNISAの創設（大綱 13 頁～16 頁） 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のように創設する。（措法 9 の 9、37 の 14 の 2）</p> <p>① 非課税措置の概要</p> <p>イ 居住者等が、未成年者口座に設けた後に掲げる勘定の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該勘定において管理されている上場株式等の配当等（当該未成年者口座において支払を受けるものに限る。）及び当該期間内に譲渡した当該上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。</p> <p>(イ) 非課税管理勘定 当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの期間</p> <p>(ロ) 継続管理勘定 当該継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までの期間</p> <p>□ 非課税管理勘定は、平成 28 年から平成 35 年までの各年（当該未成年者口座を開設している者が、その年 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けることができることとし、毎年 80 万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>ハ 継続管理勘定は、平成 36 年から平成 40 年までの各年（当該未成年者口座を開設している者がその年 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限る。）に設けることができることとし、毎年 80 万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>（注）上記ロ及びハの 80 万円の上限は、新たに取得した上場株式等についてはその取得対価の額により、他の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等についてはその移管の時の価額（時価）により判定する。</p> <p>② 未成年者口座</p> <p>イ 未成年者口座とは、居住者等（その年 1 月 1 日において 20 歳未満である者及びその年に出生した者に限る。）が、本特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所及び個人番号等を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書を添付して提出することにより平成 28 年から平成 35 年までの間に開設した口座（1 人につき 1 口座に限る。）をい</p>	平成 28 年 4 月 1 日 以後（附則 70）

改 正 内 容	適用時期等
<p>う。</p> <p>口 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及び当該上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡代金等について、課税未成年者口座において管理されなければならない。</p> <p>ハ 未成年者口座を開設した居住者等は、当該未成年者口座を開設した日から居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までの間は、当該未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に払い出すことはできない。ただし、当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。以下「災害等の事由」という。）に基くして当該未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p>	
<p>③ 課税未成年者口座</p>	
<p>イ 課税未成年者口座とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。）に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。</p> <p>口 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、当該課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その資金を未成年者口座における投資に用いる場合を除き、当該課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、当該居住者等の災害等の事由に基くして当該課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全てを払い出す場合は、この限りでない。</p>	
<p>④ 払出制限について要件違反があった場合の取扱い</p>	
<p>イ 未成年者口座及び課税未成年者口座を開設した居住者等が、基準年の前年12月31日までに、これらの口座内の上場株式等及び預貯金等をこれらの口座から払出しをした場合には、当該払出しがあった日において上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、次の金額に対して15%（他に地方税5%）の税率により源泉徴収を行う。</p>	
<p>(イ) 次に掲げる金額の合計額から、当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該未成年者口座において取得した上場株式等の取得対価の額等の合計額を控除した金額</p> <p>a 当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該未成年者口座において行われた上場株式等の譲渡に係る譲渡対価の額及び当該未成年者口座から課税未成年者口座に</p>	

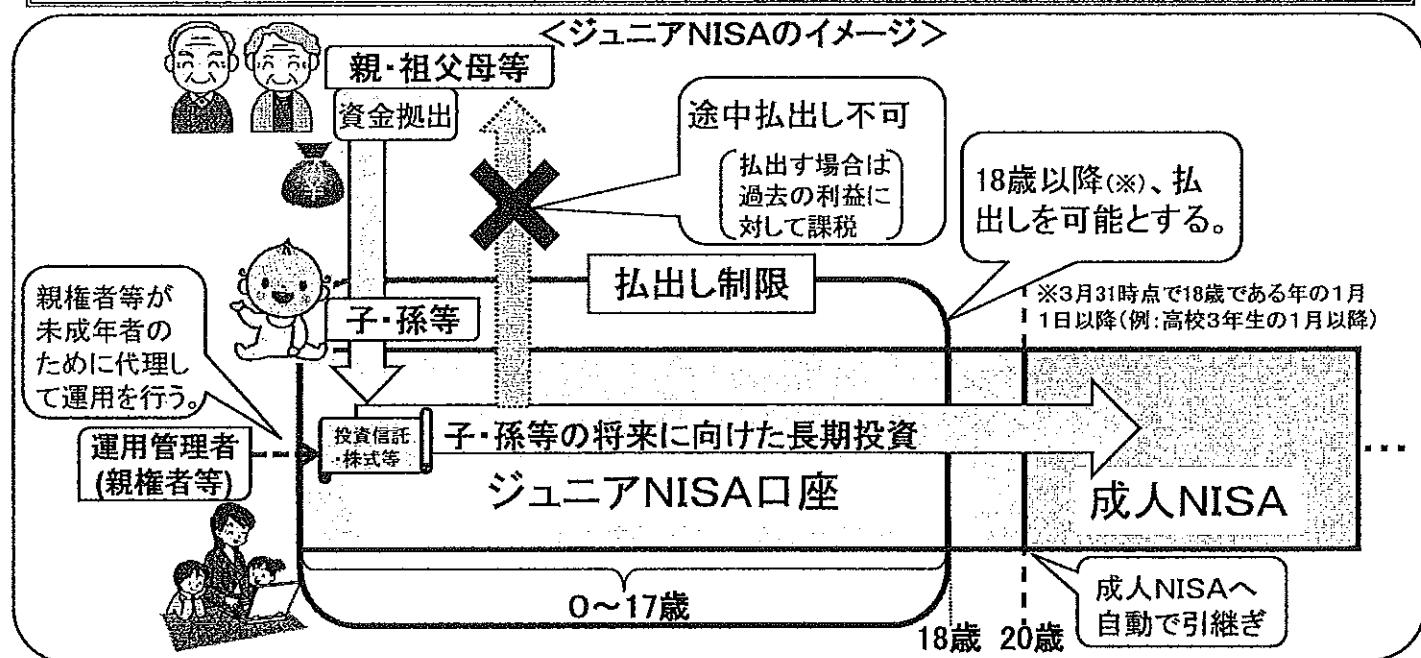
改 正 内 容	適用時期等
<p>移管がされた当該移管の時における上場株式等の価額（時価）の合計額</p> <p>b 当該払出しがあった日において当該未成年者口座において有する上場株式等の価額（時価）の合計額</p> <p>(口) 当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該未成年者口座において支払を受けた上場株式等の配当等の額の合計額</p> <p>(注) 上記(イ)の譲渡所得の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記(口)の配当所得の金額から控除することもできない。</p> <p>□ 上記イにより源泉徴収された上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できる。</p> <p>⑤ 年間取引報告書の税務署長への提出 金融商品取引業者等は、未成年者口座においてその年中に生じた上場株式等の配当所得の金額及び譲渡所得等の金額その他の事項について報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。</p> <p>⑥ 非課税口座（NISA口座）への移管等 イ その年1月1日において20歳である居住者等が同日に未成年者口座を開設している場合には、同日以後は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該居住者等の非課税口座が開設されたものとみなすこととする。</p> <p>□ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定又は継続管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管できることとする。</p> <p>(注) 上記の制度は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用する。ただし、これらの日が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に定める日前となる場合には、同日からとする。</p>	

## ◆ ジュニアNISAの創設-①

**【問題点】** 現状のNISAの利用状況については、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。

### 【大綱の概要】 ジュニアNISAの創設

ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする



## ◆ ジュニアNISAの創設-②

### 【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

### 【期待される効果】 ① 若年層への投資のすそ野の拡大

- ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
- ③ 長期投資の促進

項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等 (※成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成28年4月から平成35年12月末まで (※終了時期は成人NISAに準ずる) ※ 平成35年以降も、口座開設者が20歳に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	投資した年から最長5年間 (※成人NISAに準ずる)
口座開設手続	マイナンバーを提出して口座開設手続を行う(住民票の提出不要)
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う</li> <li>・ 18歳まで払出し制限を課す (※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする)</li> </ul>

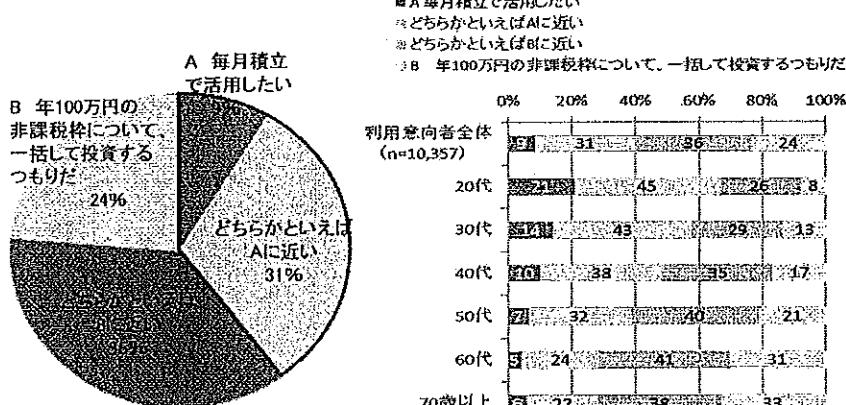
改 正 内 容	適用時期等
<p>(2) 現行NISAの拡充・利便性向上（大綱16頁～17頁）        非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。（措法37の14）</p> <p>① 非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、120万円（現行：100万円）に引き上げる。</p> <p>（注）上記①の改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用する。</p> <p>② 非課税適用確認書の交付申請書の記載事項等の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への提供方法について、光ディスク等を提出する方法を廃止し、電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法に一本化する。</p> <p>③ 金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長の承認を受けた場合に当該所轄税務署長以外の税務署長に提供することができる事項の範囲に、次に掲げる事項を加える。</p> <p>イ 居住者等から提出を受けた非課税口座異動届出書の記載事項        ロ 居住者等から提出を受けた非課税口座移管依頼書の記載事項        ハ 金融商品取引業者等に事業譲渡等があった場合の提供事項</p> <p>④ なお、個人番号を用いることによる非課税口座の開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う。</p>	平成28年1月1日 以後(附則69)
	平成27年4月1日 以後(附則69)

## ◆ NISAの年間投資上限額の引き上げ

### 【大綱の概要】 NISAの年間投資上限額の引き上げ

年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

- 毎月積立で活用したいという意向は約4割であり、若年層ほどその傾向が強い



(出典)野村アセットマネジメント「第5回NISAに関する意識調査(平成26年2月調査)」  
調査対象:全国の20歳以上の男女40,000人

### 【参考】

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

#### IV-3-1-2(7)

少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項(抜粋)

- ② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品の提供  
NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供(中略)を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。

## ◆ NISAの利便性向上

### 【現状及び問題点】

- NISAの現状について、
  - ・ 口座開設手続きに住民票の写し等の提出が必要である
  - ・ 口座開設申請から手続き完了まで時間を要する等、利用者にとって不便な点がある。
- このため、NISAの普及・定着を図る観点から、同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要がある。

### 【大綱の概要】

#### ○ NISA口座開設手続の簡素化

マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う

#### ○ NISA口座開設手續の迅速化

税務当局におけるNISA口座開設手續の迅速化に向けた所要の措置を講ずる  
(金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する)

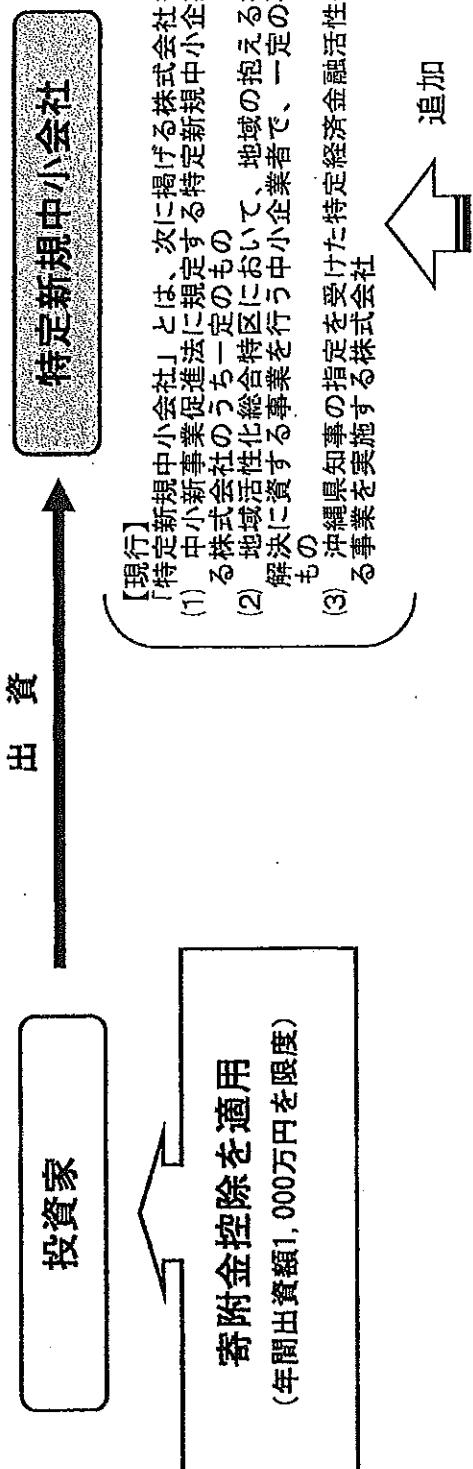
改 正 内 容	適用時期等
<p>(3) エンジェル税制の拡充等(措法 41 の 19)</p> <p>&lt;特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（大綱 17 頁～20 頁）&gt;</p> <p>国家戦略特別区域法の改正を前提に、エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の適用対象となる株式会社の範囲に、認定区域計画に定められている事業を実施する株式会社で次に掲げる要件を満たすことにつき国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものを加える。</p> <p>① 高度医療の提供に資する医療技術の研究開発等に関する事業若しくは付加価値の高い農林水産物の効率的な生産に必要な高度な技術の研究開発等に関する事業を営む会社又は国家戦略特別区域法による農地法等の特例の適用を受ける特例農業法人であって次に掲げる要件その他一定の要件を満たす中小企業者である株式会社</p> <p>イ 設立後 1 年未満かつ最初の事業年度に属している会社 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 研究者又は新事業活動従事者の数が 2 人以上であり、かつ、その数の常勤の役員及び従業員の合計に対する割合が 10 % 以上であること（以下「研究者数等要件」という。）。</p> <p>(ロ) 事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有すること（以下「事業計画要件」という。）。</p> <p>ロ 設立後 1 年未満かつ最初の事業年度が終了している会社 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 資金計画に記載された特区事業費の額を前事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が 50 % 以上であること（以下「特区事業費要件」という。）。</p> <p>(ロ) 研究者数等要件</p> <p>(ハ) 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が 2 % を超えていないこと（以下「営業利益率要件」という。）。</p> <p>ハ 設立後 1 年以上 2 年未満の会社 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 特区事業費要件</p> <p>(ロ) 新事業活動従事者の数が 2 人以上であり、かつ、その数の常勤の役員及び従業員の合計に対する割合が 10 % 以上であること（以下「新事業活動従事者数要件」という。）又は前事業年度の試験研究費等の収入金額に対する割合が 3 % を超えること（以下「試験研究費等要件」という。）。</p> <p>(ハ) 営業利益率要件</p> <p>二 設立後 2 年以上 5 年未満の会社</p>	<p>国家戦略特別区域法の一部改正法の施行日から平成 30 年 3 月 31 日まで</p>

改 正 内 容	適用時期等
<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 特区事業費要件</p> <p>(ロ) 試験研究費等要件又は売上高成長率（前々事業年度の売上高に対する前事業年度の売上高の伸び率等をいう。以下同じ。）が25%を超えること。</p> <p>(ハ) 営業利益率要件</p> <p>② 雇用の創出に資する事業を営むものとして次に掲げる要件その他一定の要件を満たす小規模企業者である株式会社</p> <p>イ 設立後1年未満かつ最初の事業年度に属している会社</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 研究者数等要件</p> <p>(ロ) 設立時の従業員の数が5人以上（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社にあっては1人以上）であること（以下「設立時従業員数要件」という。）。</p> <p>(ハ) 事業計画要件</p> <p>ロ 設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了している会社</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 特区事業費要件</p> <p>(ロ) 研究者数等要件</p> <p>(ハ) 営業利益率要件</p> <p>(二) 設立時従業員数要件</p> <p>ハ 設立後1年以上2年未満の会社</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 特区事業費要件</p> <p>(ロ) 新事業活動従事者数要件又は試験研究費等要件</p> <p>(ハ) 営業利益率要件</p> <p>(二) 設立時従業員数要件</p> <p>(ホ) 投資契約の締結日における従業員の数が設立時の従業員の数以上であり、かつ、前事業年度末に比して2人以上（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社にあっては1人以上）増加していること（以下「従業員数増加要件」という。）。</p> <p>二 設立後2年以上3年未満の会社</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(イ) 特区事業費要件</p> <p>(ロ) 試験研究費等要件又は売上高成長率が25%を超えること。</p> <p>(ハ) 営業利益率要件</p> <p>(二) 設立時従業員数要件</p> <p>(ホ) 従業員数増加要件</p>	

改 正 内 容	適用時期等
<p>(注1) 上記の改正は、国家戦略特別区域法の一部改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に払込みにより取得をする株式について適用する。</p> <p>(注2) 上記①及び②の「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。</li> <li>② 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。</li> <li>③ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。</li> <li>④ 払込みにより当該会社の株式の取得をする者と投資契約（当該投資契約に係る払込金を、事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。）を締結する会社であること。</li> <li>⑤ その会社の営む事業が公序良俗に反しておらず、かつ、風俗営業に該当しないこと。</li> </ul> <p>＜添付書類発行者の変更（大綱20頁～21頁）＞</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正により特定新規中小企業者の確認に係る事務の権限が経済産業大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、エンジェル税制（①特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、②特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び③特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている払込み等の事実の確認をした旨を証する書類の発行者を都道府県知事とする。</p>	

## 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に対する対象企業の追加（案）

＜現行制度＞  
特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得した場合におけるその取得に要した金額については、寄附金控除を適用することができる。なお、その際、取得した株式の取得価額は、適用を受けた控除額をその取得に要した金額から差し引いた額とする。



【改正案】  
特例の適用対象となる特定新規中小会社の範囲に、国家戦略特区法に基づく認定を受けて規制緩和や利子補給の特例を適用しながら、特区内で先駆的な医療・農業等の事業又は雇用促進に資する事業を行う次のベンチャーエンタープライズを追加する。（出資を受けて平成30年3月31日までに発行される特定新規株式を対象）

① 医療、農業、バイオ分野の事業を行うベンチャーエンタープライズ  
 　設立から5年未満であること  
 　直前期の売上高営業利益率が2%以下であること 等

② 雇用創出型の小規模ベンチャーエンタープライズ  
 　設立から3年未満であること  
 　設立時に従業員が5人以上（サービス業等の場合は1名）であり、その後、前年より2名以上（サービス業等の場合は1名）従業員が増加していること 等  
 　直前期の売上高営業利益率が2%以下であること 等

（参考）現行の上記①の特定新規中小企業者は、①設立から3年未満であること、②設立以降の営業キャッシュフローが赤字であること等が要件とされている。

## 2 土地・住宅税制

改 正 内 容	適用時期等
<p>(1) 住宅ローン控除等の適用期限の延長（大綱21頁～22頁）            次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限（平成29年1月31日）を平成31年6月30日まで1年6月延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</li> <li>② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除額に係る特例</li> <li>③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</li> <li>④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</li> <li>⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</li> <li>⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除額に係る特例</li> </ul>	平成31年6月30日まで

## 住宅ローン減税、すまい給付金等の適用時期の延伸 (消費税率引上げ時期の変更に伴う対応)

平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げが1年半延期されたことに伴い、住宅取得に係る消費税負担増を緩和するため以下の措置について、その適用時期を平成29年末から1年半延伸し、平成31年6月末までとする。

### 住宅ローン減税

- ・住宅ローンの金利負担を軽減するために、年末のローン残高の1%を所得税(一部、翌年の住民税※1)から10年間控除する制度。
- ・自らが居住する住宅の取得に際して引上げ後の消費税率が適用される方※2に対し、所得税額からの控除限度額等を拡充し、平成31年6月の入居まで適用。

### 【消費税率5%の場合】

控除対象 借入限度額※3	控除率	控除期間	所得税からの 控除限度額※4	住民税からの 控除上限額	控除期間	所得税からの 控除限度額※4	住民税からの 控除上限額
2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	200万円 (300万円)	9.75万円/年	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間
						400万円 (500万円)	13.65万円/年

※1 前年分の所得税から控除しきれない場合、翌年度の住民税から控除  
 ※2 個人間(媒介)の中古住宅を売買には消費税は課税されないため、本拡充措置は適用対象外(すなわち、消費税率5%の場合の控除限度額等を適用)  
 ※3 () 内は長期優良住宅・低炭素住宅の場合

### すまい給付金

- ・引上げ後の消費税率が適用される方のうち、比較的所得が低いため住宅ローン減税の拡充措置を講じても効果が限定的な方に対し、その所得に応じて最大30万円(消費税率8%の場合)を給付する制度。

### ・平成31年6月の入居まで適用。

### 【消費税率8%の場合】

収入額の目安※	給付額	収入額の目安※	給付額
425万円以下	30万円	450万円以下	50万円
425万円超475万円以下	20万円	450万円超525万円以下	40万円
475万円超510万円以下	10万円	525万円超600万円以下	30万円
		600万円超675万円以下	20万円
		675万円超775万円以下	10万円

※ 実際の給付額は、市区町村が発行する課税証明書の住民税(都道府県)所得割額に基づき決定

\* 「消費税率及び地方消費税率の引上げ(とそれに対応)について」(平成25年10月1日閣議決定)(抄)  
 平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合の給付措置については、「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」(平成25年6月26日)を踏まえたものとする。

### 【(参考)与党合意における消費税率10%の場合の給付額】

収入額の目安※	給付額
450万円以下	50万円
450万円超525万円以下	40万円
525万円超600万円以下	30万円
600万円超675万円以下	20万円
675万円超775万円以下	10万円

改 正 内 容	適用時期等
<p>(2) 福島復興再生特別措置法の改正に伴う見直し（大綱22頁）</p> <p>福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる（法人税についても同様とする。）。</p> <p>① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地等が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する。</p> <p>② 収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を加える。</p>	

### 財務省資料

#### 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設に係る譲渡所得の5,000万円特別控除等の適用（案）

##### 【現行制度】

個人の有する資産が、土地収用法等の規定に基づいて収用され、補償金等を取得した場合等には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の適用を受けることができる。

- 福島復興再生特別措置法の改正により、地域の実情に応じ、帰還住民の生活再開・地域経済の再建の拠点となる市街地の円滑な整備を可能とするため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための新たな都市計画が創設される予定。
  - 上記の改正に伴い、「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）」が新たに都市計画法上の都市施設とされる予定。
- （注）都市計画法において、都市施設の整備を含む都市計画事業に対しては収用権が付されており、これに基づき収用され、補償金を取得する場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の適用を受けることができる。

##### 【改正案】

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業により土地が買い取られる場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する（自動拡充）。
- ② 簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地等を追加する。

改 正 内 容	適用時期等
<p>(3) 各種特例制度における添付書類の簡略化（大綱23頁～24頁）  適用の際に、確定申告書等に住民票の写しを添付することとされている次の特例について、税務署長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例</li> <li>② 居住用財産の譲渡所得の特別控除</li> <li>③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</li> <li>④ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</li> <li>⑤ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</li> <li>⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等</li> <li>⑦ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等</li> <li>⑧ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</li> <li>⑨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</li> <li>⑩ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</li> </ul> <p>(注) 上記の改正は、番号利用法附則第1条第4号に定める日の属する年分以後の所得税について適用する。</p>	番号利用法附則第1条第4号に定める日の属する年分以後

## 各種申告手続における住民票の写し等の添付省略（案）

自民党税制調査会資料

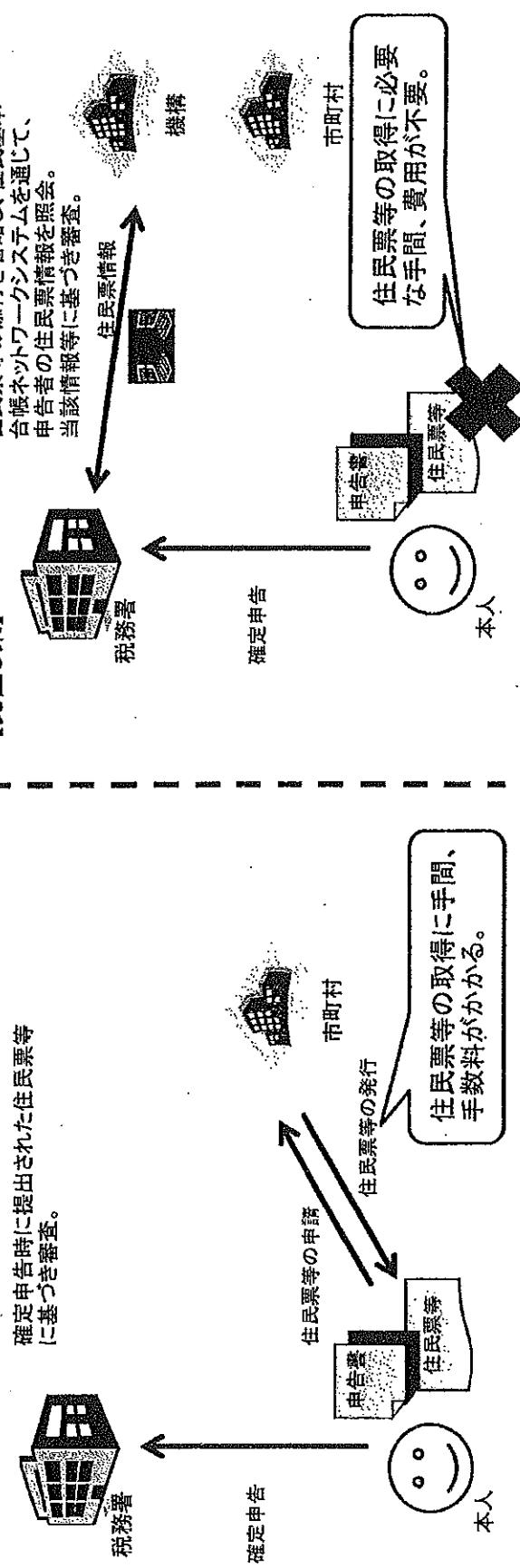
### 【見直し案】

申告書に住民票の写し等を添付することとされている以下の特例について、番号制度導入後、納税者の利便性向上を図る観点から住民票の写し等の添付を省略可能とする。

### 【現行】

- <所得税>
  - ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(指法31の3)
  - ・居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例(指法35)
  - ・特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例(指法36の2)
  - ・特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例(指法36の5)
  - ・特定の居住用財産の特別控除の特例(指法41)
  - ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例(指法70の2)
  - ・特定の贈与額に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例(指法41の3の2)
  - ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(指法41の5)
  - ・特定居住用財産の損益通算及び繰越控除の特例(指法41の5の2)
  - ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の特例(指法41の19の2)
  - ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の特例(指法41の19の3)
  - ・認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の特例(指法41の19の4)
- <相続税・贈与税>
  - ・贈与税の配偶者控除(相法21の6)
  - ・相続時清算課税の選択(相法21の9)
  - ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(指法69の4)
  - ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(指法70の2)
  - ・特定の贈与額に係る住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時清算課税の特例(指法70の3)
  - ・東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(震災税特法38の2)

### 【見直し案】



### 3 その他

改 正 内 容	適用時期等
<p>(1) 出国時の譲渡所得課税の特例の創設(大綱27頁～32頁)</p> <p>① 特例の概要(所法60の2～60の4他)</p> <p>　国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。)をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分(以下「有価証券等」という。)又は決済をしていないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引(以下「未決済デリバティブ取引等」という。)を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。</p> <p>イ 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合</p> <p>　当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額</p> <p>ロ 上記イに掲げる場合以外の場合</p> <p>　当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額</p> <p>② 特例の対象者</p> <p>　本特例は、次のイ及びロに掲げる要件を満たす居住者について、適用する。</p> <p>イ 上記①イ及びロに定める金額の合計額が1億円以上である者</p> <p>ロ 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者</p> <p>(注) 上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、下記④の納税猶予を受けている期間を含み、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。</p> <p>③ 国外転出後5年を経過する日までに帰国をした場合の取扱い</p> <p>　本特例の適用を受けた者が、その国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合において、その者が当該国外転出の時において有していた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等で当該国外転出の時以後引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができる。</p> <p>　ただし、当該帰国までの間に、当該有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る所得の計算につきその計算の基礎となるべき事実の</p>	平成27年7月1日 以後(附則7、8、9)

改 正 内 容	適用時期等
<p>全部又は一部の隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があつた事実に基づく当該所得については、この限りでない。</p> <p>この課税の取消しを行う場合には、帰国の日から4月を経過する日までに、更正の請求をしなければならない。</p>	
<p>④ 納税猶予</p>	
<p>イ 国外転出をする居住者でその国外転出の時において有する有価証券等又は未決済デリバティブ取引等につき本特例の適用を受けたものが、当該国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、当該国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例により当該有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があつたものとされた所得に係る部分については、当該国外転出の日から5年を経過する日（同日前に帰国をする場合には、同日とその者の帰国の日から4月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。</p>	
<p>ロ この納税猶予は、その所得税に係る確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出をした場合に適用する。</p>	
<p>ハ 納税猶予の期限は、申請により国外転出の日から10年を経過する日までとすることができます。この場合における上記③による課税の取消しは、国外転出の日から10年を経過する日までに帰国をした場合に適用することができる。</p>	
<p>二 納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの各年の12月31日（基準日）における当該納税猶予に係る有価証券等及び未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。当該届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から4月を経過する日をもって、納税猶予の期限とする。</p>	
<p>(注) 紳税猶予の期限の到来により所得税を納付する場合には、当該納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生じる。以下同じ。</p>	
<p>⑤ 紳税猶予の期限までに有価証券等の譲渡等があつた場合</p>	
<p>イ 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予の期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合には、その納税猶予に係る所得税のうち当該譲渡又は決済等があつた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る部分については、その譲渡又は決済等があつた日から4月を経過する日をもって納税猶予に係る期限とする。</p>	

改 正 内 容	適用時期等
<p>口 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予の期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合において、その譲渡に係る譲渡価額又は決済に係る利益の額が国外転出の時に課税が行われた額を下回るとき（決済に係る損失の額にあっては上回るとき）等は、その譲渡又は決済等があった日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等をすることができる。</p>	
<p>⑥ 納税猶予の期限が到来した場合の取扱い</p> <p>納税猶予の期限の到来に伴いその納税猶予に係る所得税の納付をする場合において、その期限が到来した日における有価証券等の価額又は未決済デリバティブ取引等の決済による利益の額若しくは損失の額が、本特例の対象となった金額を下回るとき（損失の額にあっては上回るとき）は、その到来の日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等をすることができる。</p>	
<p>(注) この取扱いは、納税猶予の期限が到来する日前に自ら納税猶予に係る所得税の納付をする場合には、適用しない。</p>	
<p>⑦ 二重課税の調整</p> <p>イ 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予の期限までに本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をし、その所得に対する外国所得税を納付する場合において、その外国所得税の額の計算上本特例により課された所得税について二重課税が調整されないときは、その外国所得税を納付することとなった日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その者が国外転出の日の属する年において当該外国所得税（納税猶予に係る所得税のうち当該譲渡又は決済等があった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る部分に相当する金額に限る。）を納付するものとみなして、外国税額控除の適用を受けることができる。</p>	
<p>(注) 有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等による所得が国内源泉所得に該当する等の一定の場合は、上記イの対象外とする。</p>	
<p>ロ 居住者が、本特例に相当する外国の法令の規定により外国所得税を課された場合において、その対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をしたときは、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、その外国の法令の規定により収入金額</p>	

改 正 内 容	適用時期等
<p>に算入された金額とする。</p> <p>⑧ 更正の期間制限の取扱い</p> <p>イ 本特例による所得税（その所得税に係る確定申告書の提出期限までに納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合として定める一定の場合を除く。）の更正の期間制限を7年（現行5年）とする。</p> <p>ロ 上記③、⑤ロ、⑥又は⑦イによる更正の請求があった場合の更正については、更正の請求の基因となった理由が生じた日から3年間とする期間制限の特例の対象とする。</p> <p>⑨ 納税猶予の期限を延長した場合の相続税等の納税義務の取扱い</p> <p>上記④ハにより納税猶予の期限を延長した者は、相続税又は贈与税の納税義務の判定に際しては、納税猶予がされた期間中は、相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において国内に住所を有していた場合と同様の取扱いとする。</p> <p>⑩ 贈与、相続又は遺贈により非居住者に有価証券等が移転する場合</p> <p>上記②イ及びロに掲げる要件を満たす者の有する有価証券等又は未決済デリバティブ取引等が、贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転した場合には、その贈与、相続又は遺贈の時に、その時における価額に相当する金額により、その有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。</p> <p>⑪ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>（注1）この特例（上記⑦ロを除く。）は、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈について適用する。</p> <p>（注2）上記⑦ロの特例は、平成27年7月1日以後に国外転出に相当する事由があった場合等について適用する。</p>	

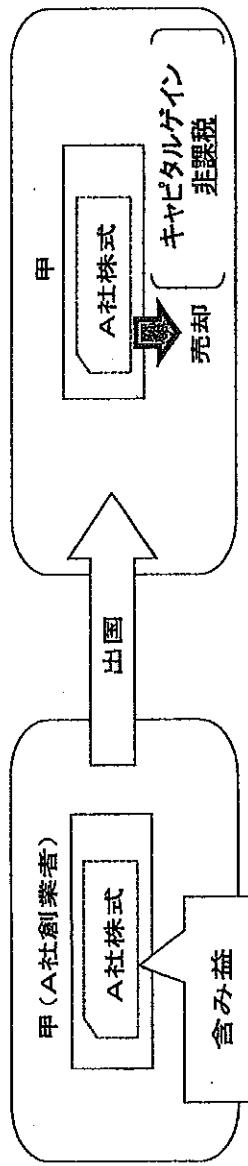
## 出国時の譲渡所得課税の特例について（案）

- 【現状】
- 租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権があるとされている。
  - これを利用し、巨額の含み益を有する株式を保有したまま出国し、キャピタルゲイン非課税国（例：シンガポール、香港）において売却することにより、課税逃れを行うことが可能。

## 「居住地国移転」によるキャピタルゲイン課税の回避例

&lt;キャピタルゲイン非課税国&gt;

【例：香港、シンガポール】



⇒ 日本でも出国先の国でもキャピタルゲインに対して課税されない。

## 【見直し案】

- 上記のような課税逃れに対応するため、一定の高額資産家（※）を対象に、出国時に未実現のキャピタルゲイン（含み益）に対して特例的に課税する。
 

※ 出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、出国直近10年内において5年を超えて居住者であった者。ただし、在住期間要件の判定にあたっては、入管法別表第一の在留資格で居住していた期間は、居住者でなかつたものとみなす。

(注) 出国時の譲渡所得課税の特例を導入している国の例：アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ
- また、納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予を選択することとする。
  - ・ 納税猶予
    - （最長10年）
    - ・ 適切な担保の提供
    - ・ 納税猶予継続届出書の提出（毎年）

※ 対象資産の譲渡等の事由が生じた場合は猶予期間が終了

↓

納税猶予期間内に対象資産を売却せずに帰国した場合には、利子税を含め免除

## 出国時の譲渡所得課税の特例について(案)

- 株式等のキャピタルゲインについては、実現時課税、かつ、租税条約上、株式等を売却した者が居住している国に課税権があることを利用し、巨額の含み益を有する株式を保有したままキャピタルゲイン非課税国に出国し、その後に売却することにより課税逃れを行うことが可能。
- 9月に公表されたBEPIS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの報告書では、出国時に未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を租税回避防止措置として位置づけ。
- 出国時に未実現の所得(含み益)についても出国前の居住地国で課税することについて主要国の多くが足並みを揃えてきていることから、日本においても、一定の出国者に対し、出国直前に対象資産を譲渡して同時に買戻したことみなして、その未実現のキャピタルゲインに課税。

### <納税義務者>

- 一定期間日本で居住した後に海外に移住して非居住者が対象となる。
- の資産を保有する者が対象となる。

### 1. 資産要件

- (1) 対象資産の範囲：所得税法上の有価証券等
- (2) 資産規模要件：出国時の対象資産(評価額)が1億円以上

2. 在住期間要件：出国直近10年内において5年を超えて居住者であった者ただし、在住期間要件の判定にあたっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外交、教授、芸術、投資・経営、法律、会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で居住していた期間は、居住者でなかったものとみなす。

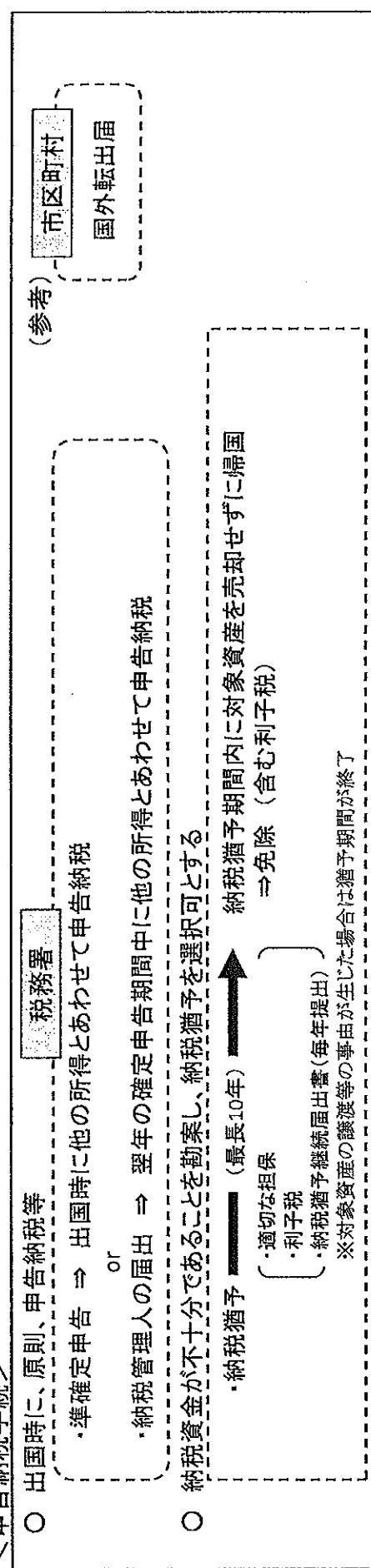
### <課税要件>

1. 納税義務の成立時期：出国時(居住者が国内に住所及び居所を有しないこととなるとき又は相続・贈与により非居住者が対象資産を取得したとき)
2. 譲渡所得の金額：対象資産の出国時の時価から、資産の取得費等を控除した金額
3. 資産の評価方法：
  - (1) 市場価格のあるもの：市場価格
  - (2) 市場価格のないもの：直近の売買実例を参考に評価。売買実例が存在しない場合には、相続税評価額等を参考に評価。

## &lt;主な仕組み&gt;

- 未実現のキャピタルロスが生じている資産の取扱い
  - 出国時特例の対象資産に含むこととし、未実現分を含むその年中のキャピタルゲインと通算した上で、課税所得を計算。
  - 一定期間後に帰国を予定している者への配慮
    - 一時的な出国でありますことに従事する者や、納税資金が不十分な者については、出国時に担保を供することにより、出国時特例分の納税猶予（原則5年）を可能とする（納税管理人の届出をすることが条件）。
    - 出国期間中に資産売却を行わざる特例分には免除。
    - 出国期間中に帰国した場合には帰国時に出国時特例分には免除。
    - 長期海外滞在が必要な状況があることに鑑み、納税猶予期間の5年延長（合計最大10年）を可能とする（相続税・贈与税における国外居住の起算点を5年後倒しことが要件）。なお、出国時特例の納税猶予期間中には、出国時特例の居住要件の判定においては居住者とみなす。
  - 出国から譲渡までの間に対象資産の価額が下落した場合
    - 納税猶予を選択した者が、対象資産を出国期間中に出国時の時価を下回る価額で譲渡等をした場合、価格下落分については、納税資金が不十分である可能性に鑑み、出国時の時価を減額できる（納税猶予期間満了時においても同様）。
  - 相続、贈与による非居住者が対象資産を取得した場合
    - 含み益を維持したまま株式等の所有者が国外に移転するという点では贈与・相続による移転の場合も同様であるため、贈与者・被相続人（死亡者）に、贈与時・相続発生時の時価から取得価額を控除した価額に対して所得税（出国時特例）を課す。
  - 二重課税の調整
    - 出国時特例の課税に伴う二重課税の調整は、二重課税が生じる時点の居住地国である出国先で行うとの原則に則り、外国で出団に係る税を課された日本への入国者に対しては二重課税調整を行う。ただし、納税猶予を選択した上で、日本から二重課税調整をしない国に出国した者については、日本において二重課税調整を可能とする。

## &lt;申告納税手続&gt;



## 出国時の譲渡所得課税の特例について(地方税)

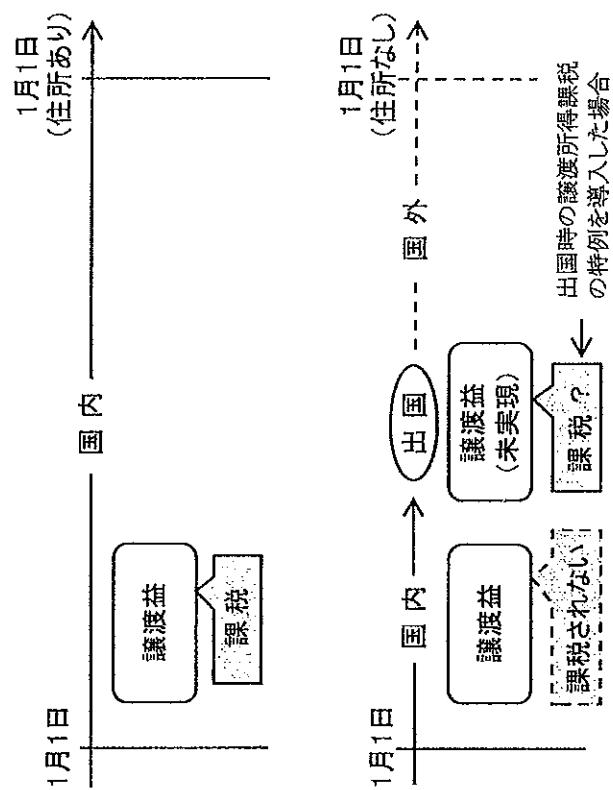
- 個人住民税については、翌年1月1日に地方団体内に住所を有する者に課税される者に課税される税であるため、年の途中で出国した者については、当該年内に実現したキャピタルゲイン(例えば出国の直前に売却した株式の譲渡益)に係る個人住民税は課税されないこととの公平性を踏まえると、所得税と同様の措置を講ずることは現時点では困難。
- 個人住民税に係る出国時ににおける譲渡所得課税の特例については、年の途中で出した者等の実現したキャピタルゲイン等についての課税のあり方の検討と併せて、引き続き検討する。

### 【出国者等に係るキャピタルゲインに対する課税関係】

	出国年の1月1日から 出国時までの間に実現 したキャピタルゲイン	未実現の キャピタルゲイン
所得税 (国税)	課税	新たに課税
個人住民税 (地方税)	課税されない ※ 賦課期日(出国年の翌年 1月1日)時点において住所 を有しないため、納税義務 者にあたらない。	(引き続き検討) (未実現) 課税されない 課税?

※ 賦課期日(出国年の翌年  
1月1日)時点において住所  
を有しないため、納税義務  
者にあたらない。

### 【個人住民税におけるキャピタルゲインに対する課税関係(イメージ)】



※ 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」等に係る法律の構成

所得税法	法律の内容
第 60 条の 2 第 1 項～第 12 項	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例
第 60 条の 3 第 1 項～第 13 項	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例
第 60 条の 4 第 1 項～第 4 項	外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例
第 95 条の 2 第 1 項～第 3 項	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例
第 137 条の 2 第 1 項～第 14 項	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予
第 137 条の 3 第 1 項～第 16 項	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予
第 151 条の 2 第 1 項～第 4 項	修正申告の特例
第 153 条の 2 第 1 項～第 3 項	国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例
第 153 条の 3 第 1 項～第 3 項	非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の更正の請求の特例
第 153 条の 4 第 1 項～第 2 項	相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の更正の請求の特例
第 153 条の 5 第 1 項	国外転出した者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例

相続税法	法律の内容
第 1 条の 3 第 2 項	相続税の納税義務者
第 1 条の 4 第 2 項	贈与税の納税義務者

改 正 内 容	適用時期等
(2) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 (大綱32頁～33頁)(所法120、185他)	平成28年1月1日 以後(附則10、12、 13)
<p>① 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととする。ただし、下記②又は③により提出し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。</p> <p>② 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用を受ける居住者は、親族関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。</p> <p>③ 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととし、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を提出し、又は提示しなければならないこととする。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p>	
(注1) 上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類をいう。	
<p>① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し</p> <p>② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)</p>	
(注2) 上記の「送金関係書類」とは、その年における次の①又は②の書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要な都度、行われたことを明らかにするものをいう。	
<p>① 金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類</p> <p>② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類</p>	
(注3) 親族関係書類又は送金関係書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければならない。	
(注4) 上記の改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及	

改 正 内 容	適用時期等
び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用する。	

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化（案）

財務省資料

【会計検査院の平成25年度決算検査報告における指摘】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除については、「適用要件を満たしているか十分な確認ができるないまま扶養控除が適用されている」状況となっており、「今後、財務省において、国外扶養親族に係る扶養控除制度の在り方について…（略）…検討を行っていくことが肝要である」との指摘がなされている。

（注）国外扶養親族21人に係る扶養控除の額を、他の所得控除額と合わせて所得金額1,062万余円から控除して、源泉徴収税額111万余円の全額還付を受けている事例がある。

（参考）現行制度上、納税者は扶養控除の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出が義務付けられていない。



【見直し案】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、確定申告書等に次の書類を添付し、又は当該確定申告書等を提出する際に提示することを義務付ける。

① 納税者の親族であることを確認できる書類

〔例：戸籍の附票の写し、出生証明書〕

② 納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類

〔例：送金依頼書、クレジットカード利用明細書〕

（注）上記の見直しは、平成28年分以後の所得税について適用する。

改 正 内 容	適用時期等
<p>(3) 所得税法等の規定による本人確認方法の見直し（大綱34頁）          所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、次の措置を講ずる。（所法10、224、224の3～224の6）</p> <p>① 本人確認書類の提示に代えて、個人が電子情報処理組織を使用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する署名用電子証明書を送信する方法によることができることとする。</p> <p>② 本人確認書類の範囲に、官公署等から発行された書類で金融機関等に提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間等があるものにあっては、提示する日において有効なもの）を加える。</p>	<p>「番号利用法整備法」の施行日以後          （附則3、15～19）</p>

改 正 内 容	適用時期等
<p>(4) ふるさと納税の拡充等（大綱 40~41 頁）</p> <p>個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の 2 割（現行 1 割）に引き上げる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 28 年度分以後の個人住民税について適用する。</p> <p>② ①とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する。</p> <p>（通知（技術的助言））</p> <p>③ 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。</p> <p>イ 確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できることとする。</p> <p>ロ イの要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知することとする。</p> <p>ハ この特例が適用される場合は、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の 5 分の 2 を道府県民税から、5 分の 3 を市町村民税からそれぞれ控除する。（控除限度額は、①の措置を踏まえたものとする。）</p> <p>ニ 寄附者が確定申告を行った場合又は 5 団体を超える都道府県若しくは市区町村に対して寄附を行った場合は、上記イ及びロにかかわらず、この特例は適用されないこととする。</p> <p>ホ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用する。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日以後</p>

ふるさと納税の拡充(案)

**1. 特例控除額の拡充**

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

**2. 返礼品（特產品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請**

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

(通知（技術的助言）)

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
  - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特產品）送付
  - ・換金性の高いプリペイドカード等
  - ・高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

**3. 申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）**

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

(別紙参照)

(別紙)

「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

(1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税（寄附）の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことと要請することとする。  
(確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。)

(2) 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。

(3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。(確定申告を行った場合と同額が控除される。)

※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。

(注) 

- ・マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
- ・5団体を超える地方団体へのふるさと納税（寄附）を行う者は、確定申告が必要

[2] 資産課税

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・拡充（大綱 41 頁～43 頁）

改 正 内 容	適用時期等																											
<p>(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。（措法70の2）</p> <p>① 非課税限度額を次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間</th><th>良質な 住宅用家屋</th><th>左記以外の 住宅用家屋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月～平成29年9月</td><td>3,000万円</td><td>2,500万円</td></tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td><td>1,500万円</td><td>1,000万円</td></tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td><td>1,200万円</td><td>700万円</td></tr> </tbody> </table> <p>ロ 上記イ以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間</th><th>良質な 住宅用家屋</th><th>左記以外の 住宅用家屋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成27年12月</td><td>1,500万円</td><td>1,000万円</td></tr> <tr> <td>平成28年1月～平成29年9月</td><td>1,200万円</td><td>700万円</td></tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td><td>1,000万円</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td><td>800万円</td><td>300万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4（平成27年4月以降は断熱等性能等級4）又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。下記(3)において同じ。</p> <p>② 上記①の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。</p> <p>③ 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。</p> <p>(注) 平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。</p> <p>(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加えた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。（措法70の2の3）</p> <p>(3) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。</p>	住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円	平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円	平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円	住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	～平成27年12月	1,500万円	1,000万円	平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円	平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円	平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円	平成27年1月1日 から平成31年6月 30日まで(附則97)
住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋																										
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円																										
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円																										
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円																										
住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋																										
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円																										
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円																										
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円																										
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円																										
	成27年1月1日以 後																											
	平成27年1月1日 以後																											

改 正 内 容	適用時期等															
<p>① 非課税限度額は次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間</th><th>良質な 住宅用家屋</th><th>左記以外の 住宅用家屋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月～平成29年9月</td><td>3,000万円</td><td>2,500万円</td></tr> <tr> <td>平成29年10月～平成31年6月</td><td>1,500万円</td><td>1,000万円</td></tr> </tbody> </table> <p>ロ 上記イ以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間</th><th>良質な 住宅用家屋</th><th>左記以外の 住宅用家屋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成31年6月</td><td>1,500万円</td><td>1,000万円</td></tr> </tbody> </table> <p>② 上記①の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。</p> <p>③ 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。</p> <p>(注) 平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。</p>	住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円	平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円	住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	～平成31年6月	1,500万円	1,000万円	
住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋														
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円														
平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円														
住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋														
～平成31年6月	1,500万円	1,000万円														

## 検討に当たつての視点

- ◇ 制度創設(平成21年)から平成25年の5年間で約32万人がご利用し、約3.1兆円の資金が贈与。  
高齢者層が保有する資産の若年世代への早期移転に一定程度貢献。  
また、非課税枠を増加すれば、一人当たり贈与金額も増加する傾向。

	21年	22年	23年	24年	25年	計
非課税枠	500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	700万円	-
耐震・エコ住宅	-	-	-	1,500万円	1,200万円	-
贈与金額	3,687億円	7,765億円	6,683億円	6,201億円	6,587億円	3.1兆円
件数	4,1万件	7,1万件	7,3万件	6,4万件	7,5万件	32.4万件

### 平均的な住宅取得の姿

- 主な取得者層は30歳代(取得者の年齢分布:30歳代41.2%、40歳代23.6%、50歳代12.2%(住団連調べ))。
- 30歳代の平均年収は約600万円、平均貯蓄額は約600万円(「家計調査」)。この場合の無理なく返済できる住宅ローン額は約2,600万円※。これらを合計した購入原資は約3,200万円。

### ○ 年収区分別の住宅取得状況[全国平均](住宅金融支援機構調べ)

平均年収	500万円	600万円	700万円	800万円
平均住宅価格	3,429万円	3,758万円	4,042万円	4,379万円

(参考) このほか、住宅ローン手数料など諸費用が400万円程度必要。

- ◇ 29年4月の消費税率引き上げが住宅市場に与える影響  
これまで3年間の措置としてきたが、その期間内に消費税率10%への引き上げが予定されていることから、これが住宅市場に与える影響を考慮に入れて措置の全体像を検討する必要。

- ◇ なお、贈与税の非課税措置は、富裕層の子・孫だけが受けられる特典という性格。  
平均的な住宅取得の姿から大きく乖離するような措置は、金持ち優遇批判を招くおそれがある。  
(例) 3,000万円の贈与を非課税とした場合、贈与税では1,036万円の軽減、相続税では350万円(注)の軽減となる。

(注) 平成24年の相続税負担率(11.6%)を元に単純計算。

## 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等(案)

### <足元の住宅市場の活性化(27年)>

- 足元の住宅市場を活性化させるため、27年の非課税枠を拡大する。

### <消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減への対応(28年～31年6月)>

- 消費税率引上げに伴う経過措置(注)が終了する28年9月末にかけて駆け込み増、10月以降の反動減が想定されるところ、それへの対応として以下の措置を行う。

- ・ 28年1月～9月は、駆け込み増を考慮して非課税枠を縮小。一方、10月以降は、反動減対策として、消費税率10%が適用される住宅購入者のみを対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設することにより、住宅需要の喚起を行なう。

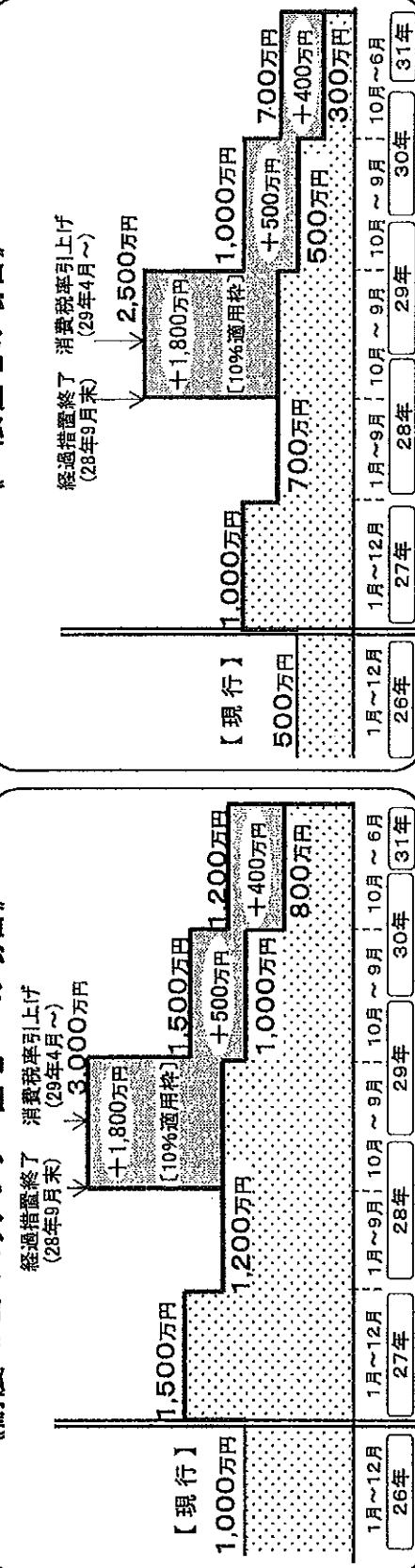
・ 反動減が特に大きくなる経過措置終了後の1年間に、需要喚起のためのインセンティブ措置を集中させるため、28年10月～29年9月の非課税枠は最大3,000万円とする。

- ・ 反動減がやわらぐ29年10月以降の非課税枠は段階的に縮小。しばらく反動減の影響が残ることに留意し、十分な期間の反動減対策を実施するため、非課税措置は31年6月末までとする(住宅ローン減税と同様)。

(注1) 28年9月末までに請負契約を締結すれば、引き渡しが29年4月を過ぎても、旧税率(8%)を適用。

(注2) 10%適用枠は、28年9月以前の非課税枠の適用を受けた者でも、再適用可。

### 《耐震・エコ・パリアフリー住宅(注1)の場合》



(注1) 平成27年より、パリアフリー住宅を追加するとともに、エコ住宅の要件を充実し(一次エネルギー消費量等級4以上以上の住宅を追加)。

(注2) 東日本大震災の被災者については、非課税枠(エコ・パリアフリー住宅・一般住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円)を31年6月末まで継続。

(注3) 住宅取得等資金に係る相続時清算課税の特例(贈与者の年齢が65歳未満の場合でも相続時清算課税の適用が可能)についても、31年6月末まで継続。

※ 措置法第70条の2(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

改 正 後	改 正 前
<p>第1項 平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額（省略）までの金額又は特別住宅資金非課税限度額（省略）までの金額（省略）については、贈与税の課税価格に算入しない。</p> <p>第1号 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築……するとともにするその敷地の用に供されている土地……の取得（省略）のための対価に充てて当該住宅用家屋新築（省略）をした場合……において同日までに……これらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき……（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を平成31年6月30日までに締結している場合に限る。）</p>	<p>第1項 平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額（省略）までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない、</p> <p>第1号 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築……するとともにするその敷地の用に供されている土地……の取得（省略）のための対価に充てて当該住宅用家屋新築（省略）をした場合……において同日までに……これらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき……</p>
<p>第2項</p> <p>第6号 特定住宅非課税限度額 ⇒ 特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築……とした住宅用の家屋（省略）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（省略）をいう。</p> <p>イ 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（第41条の3の1第1項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むために必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合 ⇒ 特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>	<p>第2項</p> <p>第6号 特定住宅非課税限度額 ⇒ 特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築……とした住宅用の家屋（省略）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（省略）をいう。</p> <p>イ 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合 ⇒ 特定受贈者の最初の前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>

**第 7 号 特別住宅資金非課税限度額** ⇒  
 特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋（当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第 3 条の規定による改正後の消費税法第 29 条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合に限る。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいざれか多い金額）をいう。

※ 平成 27 年以後の非課税限度額（良質な住宅用家屋の場合）

契約締結日	贈与年	居住日	非課税限度額
① 平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 27 年 6 月 30 日	1,500 万円
② 平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 3 月 15 日	1,500 万円
③ 平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 3 月 16 日	——
④ 平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 5 月 1 日	平成 29 年 3 月 15 日	1,500 万円
⑤ 平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 3 月 15 日	1,200 万円

## 2 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充（大綱 46 頁）

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長する。（措法70の2の2）</p> <p>① 特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。</p> <p>② 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができるとしている。</p> <p>（注）上記②の改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用する。</p>	平成31年3月31日まで
	平成28年1月1日以後（附則97）

金融庁資料

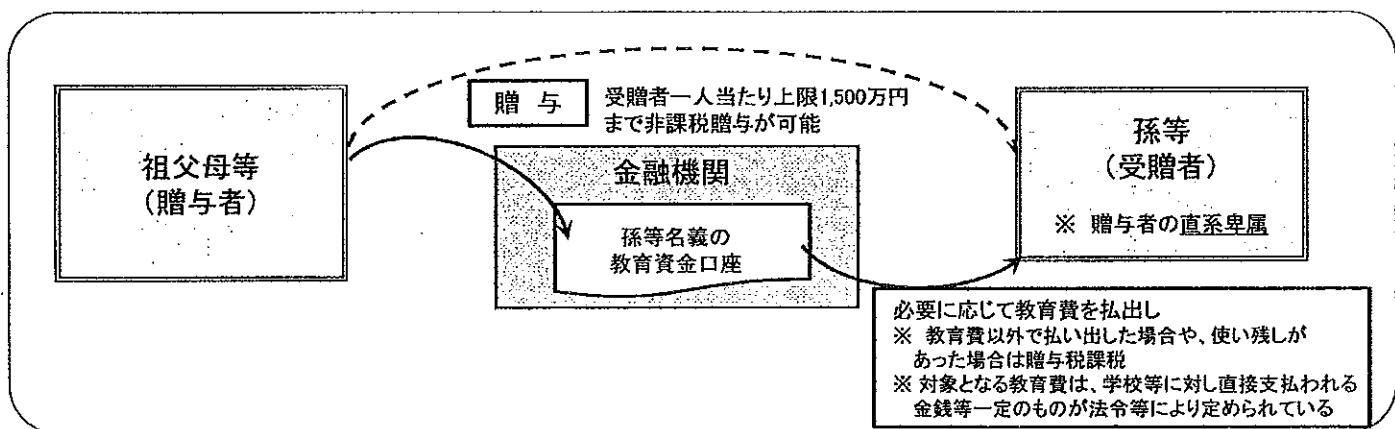
### ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化

#### 【現状及び問題点】

- 「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金の有効活用を促す仕組みとして、平成25年4月より導入
- 本制度は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。  
口座数：8万9,095口座、設定額6,048億円（平成26年9月末信託協会調）
- 他方、依然として1,600兆円超の個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重しているほか、子育て世代における教育費負担は重く、同制度を継続するとともに、その使い勝手の向上等を図る必要がある。

#### 【大綱の概要】

- ・ 平成27年12月末とされている期限を、平成31年3月末まで3年3月延長する。
- ・ 教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- ・ 少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能にする。



3 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 (大綱 43 頁～45 頁)

改 正 内 容	適用時期等
(1) 概要(措法70の2の3) 個人(20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属(以下「贈与者」という。)が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社(信託銀行を含む。)、銀行等及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。)に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。 (注)上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいう。 ① 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む。)に要する費用、住居に要する費用及び引越しに要する費用のうち一定のもの ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの	平成27年4月1日 から平成31年3月 31日まで
(2) 申告 受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した非課税申告書を、金融機関を経由し受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。	
(3) 払出しの確認等 受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。 金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が結婚・子育て資金の支払いに充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類及び記録を結婚・子育て資金を管理するための契約(以下「結婚・子育て資金管理契約」という。)の終了日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない。	
(4) 結婚・子育て資金管理契約の終了 次に掲げる事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了する。 ① 受贈者が50歳に達した場合 ② 受贈者が死亡した場合 ③ 信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき	
(5) 終了時の取扱い ① 調書の提出 金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額(以下「非課税拠出額」という。)及び結婚・子育て資金管理契約の期間中に結婚・子育て資金として払い出した金額(上記(3)により記録された金額とする。)の合計金額(結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。以下「結婚・子育て資金支出額」という。)その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 ② 残額の取扱い 上記(4)①又は③に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、これらの事由に該当した日に当該残額の贈与があつたものとして受贈者に贈与税を課税する。 なお、上記(4)②に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。	

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>(6) 期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い 信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、当該死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する。この場合において、当該残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象としない。 なお、当該残額は、結婚・子育て資金支出額とみなす。</p>	
(7) その他所要の措置を講ずる。	

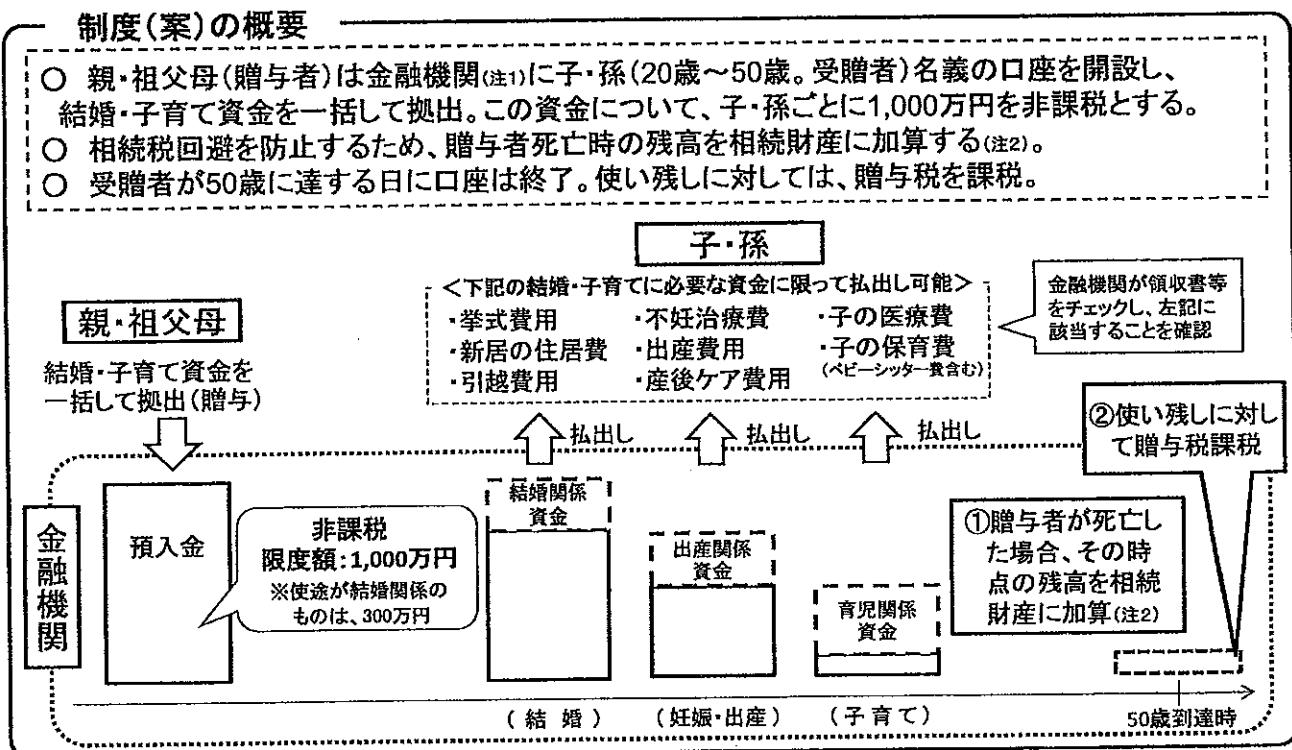
### 財務省資料

## 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(案)

◎ 少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置を創設する(平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置)。

### 制度(案)の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関<sup>(注1)</sup>に子・孫(20歳～50歳。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する<sup>(注2)</sup>。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しに対しては、贈与税を課税。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2)相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。

## 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設の要望内容

(内閣部会・総務部会・財務金融部会 税制改正要望)

## 要望の概要

- 「まち・ひと・しごと創生法」において、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ることが基本理念の1つとされている。

(参考) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号) (抄)  
(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。  
三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

- これを受け、若年層の結婚・出産・育児を支援するため、以下の要望が提出されている。

- ◇ 直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、出産又は育児のための資金を拠出する場合、この資金について、一定額までの贈与税を非課税とする措置の創設

(参考) 全国知事会「地方創生のための提言」【各論編】(平成26年11月5日)抜粋

(ii) 人口減少対策等に資する新たな税制措置等

(前略) 特に次の事項については平成27年税制改正において実現する方向で検討すべきである。

b) 子育て等に伴う経済的な負担を軽減する仕組み

現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」の創設など

## 検討に当たっての視点

## 現行の取扱い

現行制度上、必要な都度、生活費や教育費に充てるための贈与は非課税とされており、結婚・子育てに要する費用についても、祖父母・両親が非課税で支援することが可能。

(参考) 相続税法

(贈与税の非課税財産)

第21条の3 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

## 必要な費用

- 結婚・出産・育児のために必要な費用としては、主に以下のようなものが想定される。

◇ 結婚披露宴 113万円

※費用340万円-祝儀227万円(全国平均・ゼクシィ調べ)

◇ 出産費用 14~42万円

(子1~3人の場合)

◇ 保育費 238~561万円

(6年分:子1~3人の場合)

※実際に要した費用(全国平均)

(地域児童福祉事業等調査)

◇ 新居の住居費 170万円

(3年分)

※(新婚世帯平均床面積30畳-20代単身世帯平均床面積16畳)  
×単価3,000円×3年+敷金・礼金ほか  
(全国平均・ゼクシィ・スマート調べ、住宅・土地統計調査)

◇ 産後ケア費用 14~42万円

(子1~3人の場合)

※1人の場合(14万円)

費用56万円-出産一時金42万円  
(社会保障審議会資料ほか)

(日本産後ケア協会調べ)

※その他、不妊治療費用、子の医療費、ベビーシッター費用なども想定される。

※ 相続税法第19条（相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額）

第1項 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（……）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、……

※ 措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

<第10項（贈与者が死亡した場合の取扱い）>

贈与者（受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき受贈者を受益者とする信託をした当該受贈者の直系尊属……をいう。）が第1項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日……からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合には、次に定めるところによる。

第2号 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（……）を控除した残額として政令で定める金額（以下……「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。……）により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

第5号 当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかつた受贈者に係る相続税法第19条の規定の適用については、同条第1項中「遺贈」とあるのは、「遺贈（租税特別措置法第70条の2の3第10項第2号（……）の規定によりみなされる相続又は遺贈を除く。）」とする。

#### 4 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し（大綱 46 頁～47 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。（措法70の7⑯三他）</p> <p>① 経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。</p> <p>② 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害等のやむを得ない理由により当該経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る。）において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する（相続税の納税猶予制度についても同様とする。）。</p> <p>③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されることに伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p>	

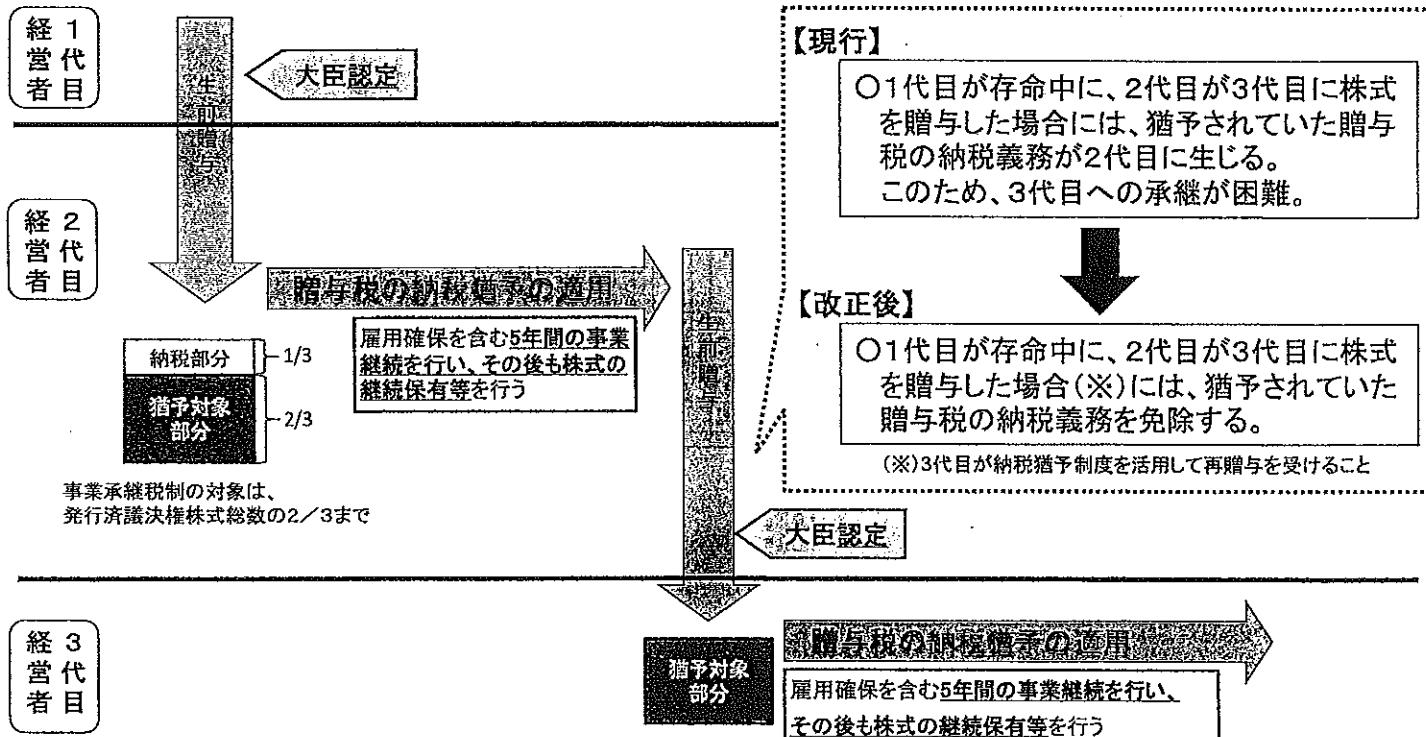
経済産業省資料

#### (1-1) 事業承継税制の拡充（贈与税、相続税）

拡充

○経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

改正概要 ○贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者（2代目）が、3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。



5 各種特例制度における添付書類の簡略化（大綱 58 頁～59 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>適用の際に、申告書に住民票の写し等を添付することとされている次の特例について、税務署長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写し等の添付を要しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 贈与税の配偶者控除</li> <li>② 相続時精算課税制度の選択</li> <li>③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例</li> <li>④ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</li> <li>⑤ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例</li> <li>⑥ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</li> </ul> <p>(注) 上記の改正は、番号利用法附則第1条第4号に定める日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。</p>	

## 6 登録免許税の見直し

改 正 内 容	適用時期等
(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。（大綱47頁）（措法72）	平成29年3月31日まで
(2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。（大綱47頁）（措法72の2他）	平成29年3月31日まで
(3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産の範囲に倉庫及びその敷地を加えた上、その適用期限を2年延長する。（大綱48頁）（措法83の2）	平成29年3月31日まで

## 7 固定資産税等の見直し

改 正 内 容	適用時期等
(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置（大綱45頁） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 宅地等及び農地の負担調整措置については、平成27年度から平成29年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。</li> <li>② 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。</li> <li>③ その他所要の措置を講ずる。</li> </ul>	平成30年3月31日まで
(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置（大綱45頁） 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。	平成30年3月31日まで
(3) 空家の除却等を促進するための措置（大綱48頁） 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる。	
(4) サービス付高齢者向け住宅供給促進税制の延長（大綱54頁～55頁） サービス付高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額することとした上、その適用期限を2年延長する。	平成29年3月31日まで

## 8 不動産取得税の見直し

改 正 内 容	適用時期等
(1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。（大綱55頁）	平成30年3月31日まで
(2) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。（大綱55頁）	平成30年3月31日まで
(3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。（大綱55頁）	平成29年3月31日まで
(4) 一定の新築のサービス付き高齢者むけ賃貸住宅について、一定の新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び一定の新築住宅の用の供する土地に係る不動産取得税の減額措置の床面積要件の下限を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。（大綱56頁）	平成29年3月31日まで
(5) 宅地建物取引業者が取得した既存住宅について、一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に販売し、自己の居住の用に供された場合には、耐震基準適合既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例と同様の措置を2年間に限り講ずる。（大綱50頁）	平成29年3月31日まで

[3] 法人課税

改 正 内 容	適用時期等
<p>1 成長志向に重点を置いた法人税改革</p> <p>(1) 法人税の税率の引下げ（大綱60頁）（法66、143他） 法人税の税率を23.9%（現行25.5%）に引き下げ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>(注1) 中小法人の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長する。また、中小法人の軽減税率（19%）は、引き続き、中小法人課税全体の見直しの中で検討する。</p> <p>(注2) 公益法人等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、2年延長する。また、公益法人等の軽減税率（19%等）は、引き続き、公益法人等課税全体の見直しの中で検討する。</p> <p>(注3) 協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、2年延長する。また、協同組合等の軽減税率等（19%等）は、引き続き、協同組合等課税全体の見直しの中で検討する。</p>	平成27年4月1日 以後に開始する事業年度（附則21）

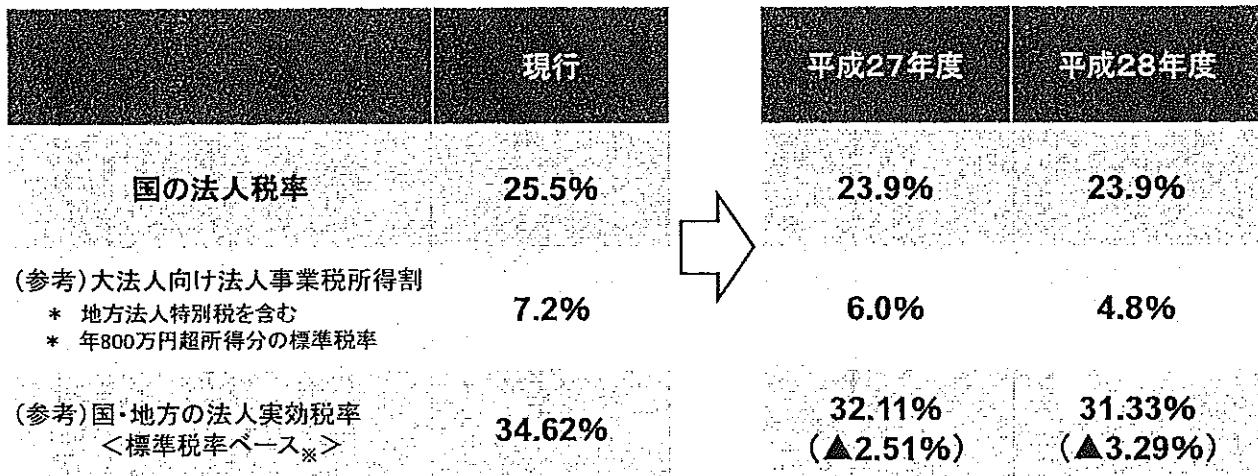
経済産業省資料

(1-1) 法人実効税率の引下げ （法人税・法人住民税・法人事業税）

拡充

- 法人税については、平成29年度にかけて段階的に財源が確保されることとなるが、経済の好循環の実現を力強く後押しするため、平成27年度から税率引下げを先行させる。
- 大法人向けの法人事業税所得割については、外形標準課税の拡大にあわせて、標準税率を引き下げる。
- これらにより、国・地方を通じた法人実効税率（現行：34.62%（標準税率ベース））は、平成27年度に32.11%（▲2.51%）、平成28年度に31.33%（▲3.29%）となる。
- なお、第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げるを目指して、改革を継続する。

改正概要



※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は35.64%。

改 正 内 容	適用時期等
<p>(2) 欠損金繰越控除制度の縮減（大綱61頁～63頁）（法法57、58他） 欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しを行う。</p> <p>① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げる。</p> <p>イ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の100分の65相当額（現行100分の80相当額）とする。</p> <p>ロ 平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の100分の50相当額とする。</p> <p>② 上記①に伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 中小法人等については、現行の控除限度額（所得の金額又は連結所得の金額）を存置する。</p> <p>（注）上記の「中小法人等」とは、次の法人（連結納税の場合には、連結親法人）をいう。</p> <p>（イ）普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社等、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。）</p> <p>（ロ）公益法人等</p> <p>（ハ）協同組合等</p> <p>（二）人格のない社団等</p> <p>ロ 更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には、連結親法人）については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。</p> <p>ハ 法人の設立（合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。</p> <p>（注）対象となる法人から、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。</p> <p>ニ 特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額（所得の金額）を存置する。</p> <p>（注1）上記の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>（注2）上記ロの措置に伴い、平成23年12月改正における更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合に係る経過措置については、これに統合する形で廃止する。</p> <p>（注3）会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度については、現行どおりとする。</p> <p>③ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損</p>	<p>平成27年4月1日 以後に開始する事業年度（附則27、30）</p>

改 正 内 容	適用時期等
<p>金の繰越期間を書を10年（現行9年）に延長する。これに伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件について、その保存期間を10年（現行9年）に延長する。</p> <p>ロ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年（現行9年）に延長する。</p> <p>ハ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行9年）に延長する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。</p>	

### (1-3)課税ベース拡大:欠損金繰越控除制度の縮減(大法人)

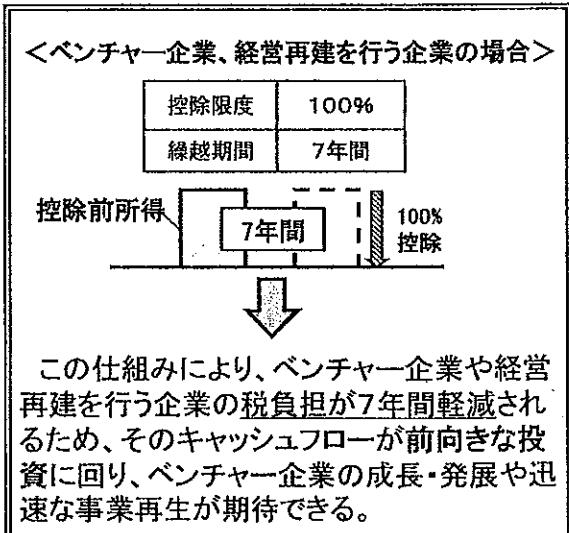
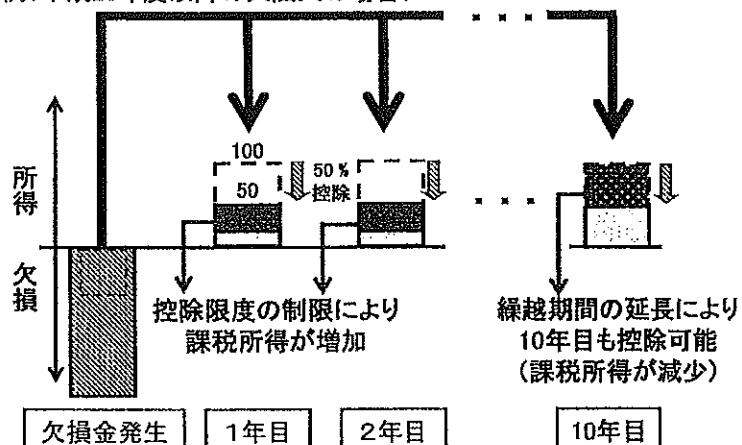
経済産業省資料

- 大企業の控除限度額（現行：課税所得の80%）について、平成27年度に65%、平成28年度に50%に段階的に引き下げ（中小企業は対象外）。一方で、中小企業含め、繰越期間を現行の9年から10年に延長（平成29年度以降）。
- また、赤字が先行しやすいベンチャー企業や、経営再建を行う企業については、雇用やイノベーションを生み出す創業や円滑な事業再生を促進する観点から、7年間・100%控除できる仕組みを新たに導入。

改正概要		現行	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大企業	控除限度	80%	65%	—	50%
	繰越期間	9年	9年	—	10年（※）
中小企業	控除限度	100%	—	—	—
	繰越期間	9年	—	—	10年（※）

※ 平成29年度以降生じる欠損金について10年間、繰越可能

<例: 平成29年度以降の大法人の場合>



- 我が国における利益計上法人割合は、諸外国と比較して極端に低い。
- 企業間の税負担のバランスの問題として、一部の黒字企業に税負担が集中しているものと考えられる。諸外国はより広い企業が負担している。

	日本 (2012年度)	アメリカ (2010年)	イギリス (2011年度)	ドイツ (2009年)	韓国 (2011年)
利益法人	76万社 (28%)	311万社 (54%)	98万社 (52%)	41万社 (44%)	25万社 (54%)
欠損法人等 <sup>(注1)</sup>	197万社 (72%)	269万社 (46%)	91万社 (48%)	52万社 (56%)	21万社 (46%)
全法人合計 <sup>(注2)</sup>	273万社 (100%)	580万社 (100%)	189万社 (100%)	93万社 (100%)	46万社 (100%)

(注1) 「欠損法人等」とは、所得金額が負又は0となる法人(=欠損法人)及び繰越欠損金を控除した結果所得金額が0となる法人をいう。

(注2) 法人数は、日本は確定申告のあった事業年度数(清算確定分を除く)、アメリカ・イギリス・ドイツ・韓国は法人税申告書数による。なお、アメリカについては、いわゆるS法人(約413万社)を含む。ドイツについては、法人形態をとらず、構成員の所得の段階でのみ課税される事業体(いわゆる人的会社; 約41万社(統計の制約上、付加価値税登録者に限られる))が別途存在する。

(出典) 日本:国税庁統計年報、アメリカ:内国歳入庁統計資料、イギリス:歳入関税庁統計資料、ドイツ:連邦統計局統計資料、韓国:国税庁統計資料。

#### 欠損金の繰越控除制度の適用実態の国際比較

- 当期の所得金額に対する欠損金の控除額の割合を見ると、アメリカ、イギリス、ドイツと比べて、日本は控除割合が高く、課税ベースを大きく浸食している。

#### 繰越欠損金控除前課税所得に対する欠損金の控除額の割合

(2014年3月現在)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
日本	23.4%	14.0%	14.8%	17.4%	23.7%	24.8%	22.2%	17.6%
アメリカ	10.3%	11.2%	9.3%	10.9%	14.9%	13.7%	na.	na
イギリス	7.0%	7.1%	5.5%	9.0%	12.7%	15.8%	15.3%	na
ドイツ	18.3%	16.4%	17.2%	13.0%	13.8%	na	na	na

繰欠控除制限(24年4月以降開始事業年度:  
100%→80%)の改正により、割合減少

(注1) データの制約上、アメリカは2011年度以降、イギリスは2012年度、ドイツは2010年度以降の値を記載していない。

(注2) アメリカの欠損金の控除限度額は、代替ミニマム税(AMT)の計算において、AMT課税所得の80%。イギリスは当期所得金額。ドイツは当期所得金額の60%(ただし、所得の100万ユーロまでは全額)。

(注3) 欠損金の繰越期間は、日本は9年(2008年3月31日以前に終了した事業年度は7年)、アメリカは20年、イギリス・ドイツは無期限。

改 正 内 容				適用時期等
(3) 受取配当等益金不算入制度の縮減（大綱63頁～64頁）（法法23、24） 受取配当等の益金不算入制度について次の見直しを行う。 ① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。				平成27年4月1日 以後に開始する事業年度（附則23、25）
改 正 前		改 正 後		
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合	
完全子法人株式等（株式等保有割合100%）		完全子法人株式等（株式等保有割合100%）		
関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）	100分の100	関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）	100分の100	
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50	
		非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	100分の20	

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入（現行 収益の分配の額の2分の1（4分の1）の金額の100分の50相当額を益金不算入）とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記①の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の100分の20相当額を益金不算入とする。

③ 上記①のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外する。

④ 上記①及び②に伴い、青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、その100分の40相当額（原則100分の20相当額）を益金不算入とする特例を創設する。

(注1) 上記の改正に伴い、関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。

(注2) 上記③の改正に伴い、損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（特別利子に係る負債利子控除の特例）を廃止する。

## 受取配当等益金不算入の見直し

- 支配目的の株式と、それ以外の目的（例えば、資産運用目的）の株式等との間で、取扱いを分ける。
- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準（現行：25%以上）を「1/3超」に引き上げる。
- 「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、益金不算入割合（現行：50%）を引き下げることとし、持株比率5%以下の場合は20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）とする。

«現 行»

益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
25%未満		50%
25%以上		100%
株式投資信託の分配金	分配金の額の1/2 (1/4) の額について、 50%益金不算入	

«改革案（27年度改正）»

持株比率	益金不算入割合
5%以下	20%
5%超 1/3以下	50%
1/3超	100%
※ 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、特例として「持株比率5%以下」の株式の配当について40%益金不算入。	
0%益金不算入（全額益金算入）	
※ ETFの分配金は、株式との交換が可能である点を踏まえ、20%益金不算入。	

(\*) 27年4月以後に開始する事業年度から適用

※「税金を払わない巨大企業」富岡幸雄著 文芸新書 97頁より一部修正して引用

巨大企業の受取配当金とその課税対象除外分  
(平成15(2003)年度～平成23(2011)年度)

年度区分	受取配当金		無税配当額	
	全体分	巨大企業分	全体分	巨大企業分
平成15(2003)年	2兆5,145億円	1兆9,759億円 (78.5%)	2兆2,384億円	1兆7,608億円 (78.6%)
平成16(2004)年	6兆5,085億円	5兆7,725億円 (88.6%)	2兆8,211億円	2兆3,659億円 (83.8%)
平成17(2005)年	5兆9,944億円	5兆4,686億円 (91.2%)	4兆3,439億円	4兆0,233億円 (92.6%)
平成18(2006)年	10兆1,787億円	9兆0,478億円 (88.8%)	6兆6,221億円	5兆8,712億円 (88.6%)
平成19(2007)年	11兆5,975億円	10兆2,806億円 (88.6%)	8兆3,074億円	7兆2,765億円 (87.5%)
平成20(2008)年	9兆0,027億円	7兆8,890億円 (87.6%)	7兆3,608億円	6兆6,026億円 (89.6%)
平成21(2009)年	5兆9,650億円	5兆2,527億円 (88.0%)	4兆7,540億円	4兆2,192億円 (88.7%)
平成22(2010)年	6兆9,542億円	5兆9,378億円 (85.3%)	5兆8,743億円	5兆0,982億円 (86.7%)
平成23(2011)年	6兆8,340億円	6兆1,169億円 (89.5%)	5兆7,759億円	5兆2,361億円 (90.6%)

注1) 受取配当金と、このうち課税除外となる「無税配当額」につき平成15(2003)年度から平成23(2011)年度まで9年間にわたり全法人分と巨大企業分(資本金10億円以上と連結法人)とに区分して調査表示。

2) 「受取配当金」「無税配当額」(全体分、巨大企業分)の億円未満は切り捨て。

出典:財務省資料・国税庁「会社標本調査」を基礎資料として分析作表

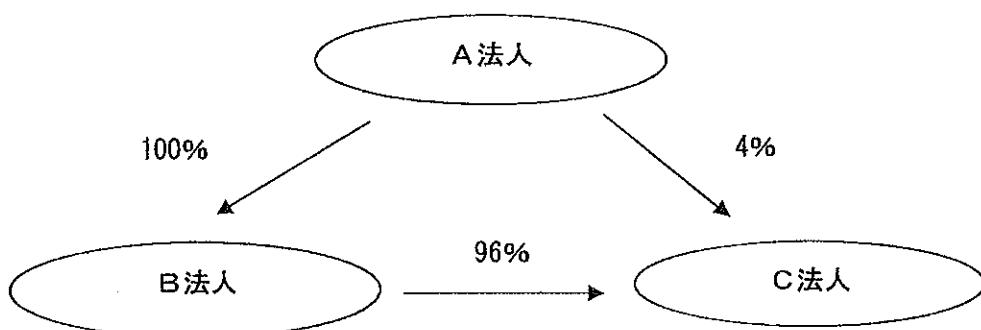
※ 法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）

第1項 内国法人が次に掲げる金額（……「配当等の額」という。）を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等（……）に係る配当等の額は50%に相当する金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあっては当該配当等の額の20%に相当する金額とする。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第5項 第1項に規定する完全子会社株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（……）の株式等として政令で定めるものをいう。

第6項 第1項及び第4項に規定する関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（……）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（前項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。

第7項 第1項に規定する非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（……）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第5項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。



改 正 内 容	適用時期等
<p>(4) 研究開発税制の強化・重点化（大綱 64 頁～65 頁）（措法 42 の 4 他）</p> <p>試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。</p> <p>① 控除税額の上限を当期の法人税額の 30%（原則 20%）に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の 30%とする。</p> <p>② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>イ 税額控除率（現行 12%）を次のとおり引き上げる。</p> <p>(イ) 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30%</p> <p>(ロ) 上記以外のもの 20%</p> <p>ロ 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の 5%とする。</p> <p>ハ 特別試験研究費の範囲について、次の見直しを行う。</p> <p>(イ) 特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から独立研究開発法人以外の法人を除外する。</p> <p>(ロ) 特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加える。</p> <p>(ハ) 特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を加える。</p> <p>③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の 25%とする。</p> <p>(注) これらの制度の対処となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととする。</p> <p>④ 緑越税額控除限度超過額及び緑越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。</p>	

## 研究開発税制（総額型）

財務省資料

- 控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化（5%）。（限度超過額の繰越制度は廃止。）
- 「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げる。

«現行»

«改革案（27年度改正）»

控除限度の総枠	法人税額の30%（26年度末まで。原則20%）	
一般試験研究費	税額控除率	8～10%（中小法人12%）
	控除限度額	法人税額の30%（26年度末まで。原則20%） ※ 控除限度超過額は1年間繰越。
特別試験研究費	以下 の 試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究  ④技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤希少疾患病用医薬品・医療機器に係る試験研究 ⑥中小企業者に支払う知的財産権の使用料	
範 囲	税額控除率	12%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内
法人税額の5%（別枠）		

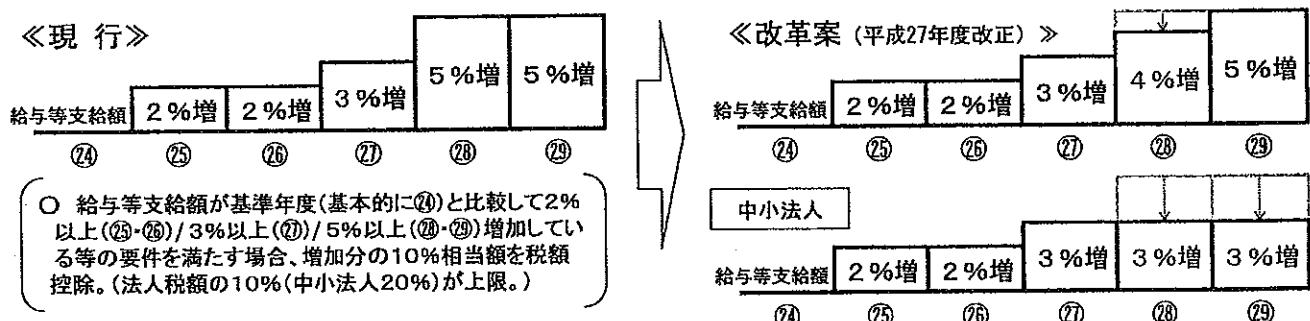
(\*) 27年4月以後に開始する事業年度から適用

改 正 内 容	適用時期等
(5) 所得拡大税制の拡充（大綱 65 頁）（措法 42 の 12 の 4 他） 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給增加割合の要件について、次の法人の区分ごとに次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。 ① 中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人 平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する適用年度について、3 % 以上（現行 5 % 以上）とする。 ② 上記①以外の法人 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度について、4 % 以上（現行 5 % 以上）とする。	平成 28 年 4 月 1 日 以後に開始する事業年度

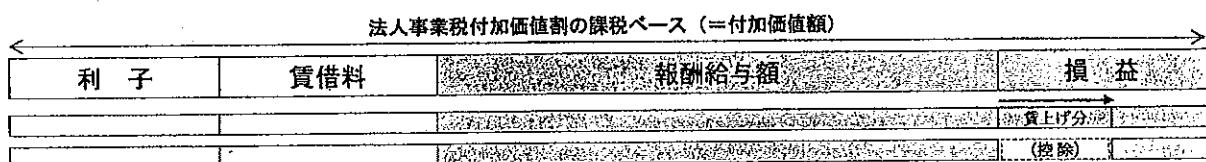
### 法人税改革における賃上げへの配慮

財務省資料

- 平成 27・28 年度において、法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し。
- 法人税の所得拡大促進税制の要件緩和
  - ・ 給与等支給額の増加要件について、毎年度 1 % ずつ上乗せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。
  - ・ さらに、中小法人については、平成 27~29 年度の要件を一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。



- 法人事業税（外形標準課税）における賃上げへの配慮
  - ・ 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する（地方版「所得拡大促進税制」）。



改 正 内 容				適 用 時 期 等
(6) 外形標準課税の拡大（大綱 65 頁～67 頁） ① 法人事業税の税率の改正（地法 72 の 24 の 7） 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとし、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。				平成27年4月1日 以後に開始する事業年度
所得割	改正前	改正後		
		平成27年度	平成28年度～	
	付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
	資本割	0.2%	0.3%	0.4%
	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)
(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。				
(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。				
② 地方法人特別税の税率の改正（地法 2、9、13） 資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとし、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。				
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	改正前	改正後		
		平成27年度	平成28年度～	
67.4%	93.5%	152.6%		

改 正 内 容	適用時期等
<p>③ 資本割の課税標準の見直し等 (地法 72 の 21)</p> <p>現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とする。</p> <p>法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。</p> <p>④ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入 (附則 9)</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 3 % 以上（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 4 % 以上、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 5 % 以上）であるとき（次のイ及びロの要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除することとする。</p> <p>イ 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること</p> <p>ロ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>（注）国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例による。</p> <p>雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。</p> <p>⑤ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置 (附則 8、9)</p> <p>資本金 1 億円超の普通法人のうち平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成 27 年 3 月 31 日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、付加価値額が 30 億円以下の法人についてはその超える額に 2 分の 1 の割合を乗じた額を、付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて 2 分の 1 から 0 の間の割合を乗じた額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずる。</p> <p>資本金 1 億円超の普通法人のうち平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億</p>	